

2008 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用
法科大学院点検・評価報告書

平成 20 年 3 月

甲南大学大学院法学研究科(法務専攻)

目 次

甲南大学法科大学院特有の制度・用語一覧	i
<序章>	1
<本章>	
1. 理念・目的ならびに教育目標	2
2. 教育内容・方法等	
2－（１）教育の内容	5
2－（２）教育の方法	14
3. 教員組織	26
4. 学生の受け入れ	31
5. 学生生活への支援	38
6. 施設・設備、図書館	42
7. 事務組織	47
8. 管理運営	49
9. 点検・評価等	54
10. 情報公開・説明責任	57
<終章>	60

甲南大学法科大学院特有の制度・用語一覧

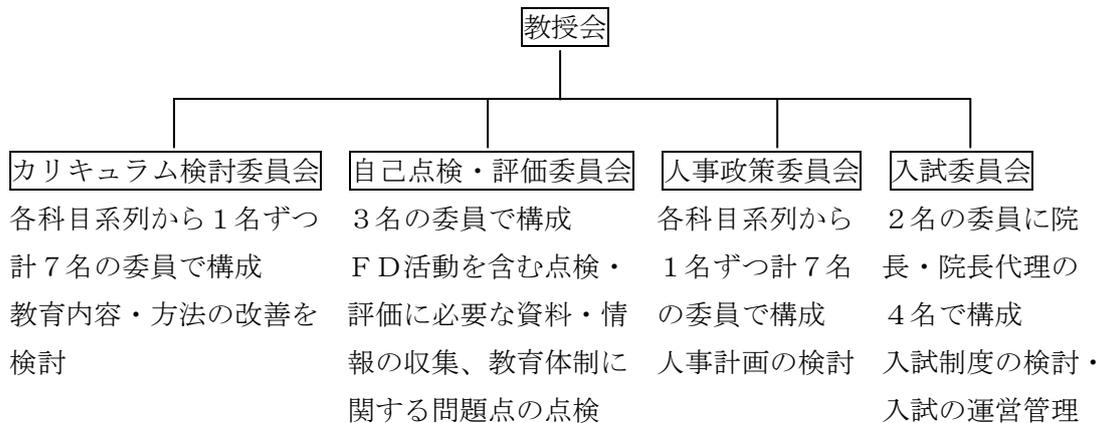
まず甲南大学法科大学院で固有に使用されている制度、用語について以下に述べる。

・教学教授会

毎月原則2回開催される教授会の1回を「カリキュラムに関する事項を審議決定する」教授会とし、これを「教学教授会」と呼んで、FD活動を含む教学に関する事項について議論している。

・人事政策委員会

本法科大学院の人事およびカリキュラムについて検討する委員会であり、公法、私法、刑事法、展開・先端科目の各分野の代表者で構成されている。カリキュラム検討委員会が事実上これを兼ねている。



・オピニオンボックス

学生が随時、大学の施設や教育内容等について意見や要望を提出できる制度であり、法科大学院事務室の外に提出箱が設置されている。入学時のガイダンスで制度趣旨について、説明を行っている。

・パッケージ科目（展開・先端科目群）

展開・先端科目のうち、講義科目6～8単位および演習2単位で構成される科目群を指す。一つ以上のパッケージ科目の履修が修了要件となっている。具体的には、知的財産法、経済法、労働法、倒産法、国際私法（2008年度から）がこれに当たる。

- ・自主ゼミ

学生が任意に行っているゼミとは別に組織されるもので、「甲南大学法科大学院特別講師規程」に基づき採用する特別講師が指導するゼミを自主ゼミと呼ぶ。

- ・特別講師

設置基準が必要とする教員とは別に、「甲南大学法科大学院特別講師規程」に基づいて採用する本法科大学院独自の教員。

〈序章〉

(1) 学園の理念・目的と平生鈞三郎の教育観

学校法人甲南学園は、明治・大正・昭和にかけ、経済人として傑出した活躍をみせ、文部大臣も務めた平生鈞三郎（1866-1945）によって「世界に通用する紳士たれ」をモットーに1933（大8）年に甲南中学校として創立された。1937（大12）年にはいわゆる旧制7年制甲南高等学校となり、この7年制甲南高等学校を母体に、昭和26年、新制の甲南大学が開設された。この間、平生の教育理念は大学にもそのままひきつがれ、戦前戦後を通じて特に経済界を中心にさまざまな分野で活躍する多くの優れた人材を輩出してきた。

甲南学園の教育理念は、平生の次の言葉に示されている。

「学校教育本来ノ主旨ハ何ナルヤトイフニ、小ニシテハ一身一家一族ノタメ、大ニシテハ人類社会国家ニ貢献シウル人物ヲ造ルニアルト信ズ。而シテカカル人物ハ如何ナルモノナルヤトイフニ、人格高尚身体強健ニシテ加之ニ天稟ノ知能ヲ啓発修養シタル人ナラザルベカラズ」

すなわち、「人格の修養と健康の増進を重んじ、個性を尊重し、各人の天賦の才能を引き出す」ことによって、人類社会、国家の様々な分野で有為の活躍ができる人材を養成することをベースとしている。

(2) 甲南学園の理念・目的と法科大学院

その平生は、1933（大8）年4月21日、甲南中学校の入学式の日、日記に教育の目的を、「摯実剛健にして志大に高く、能く将来を達観し大局の打算を誤らざる報国尽公の志厚き国家有用の材幹を養成し、もって国運の進展に寄与せんこと」にあると記述している。

また、平生は、大正期末、難解な表現の多い当時のわが国の法の有り様を批判し、「国民をして法を知らしむるは立憲政治の眞髓なり」と喝破している。

これからの法曹は、国民にとって身近な存在としての法の伝達者であらねばならない。すなわち、今般の司法制度改革審議会意見書が求める「国民の社会生活上の医師」たる法曹（裁判官、検察官、弁護士を総称する。以下「ローヤー」という。）である。

同意見書はビジネスをリードするローヤー育成の必要性も指摘する。特に日本社会が求める、国と社会の法的なコンプライアンスを担うためには、学部レベルの人格教育を超えた専門家集団の養成が求められている。「法の正義」を担う「報国尽公の志厚き国家有用の材幹」の養成である。この意味で、法科大学院制度は、本学創立者・平生の教育理念を現代社会において実現したものであるということができよう。したがって、本法科大学院も、本学創立者・平生の教育理念を現代社会において実現するという理念のもと設置された。

本法科大学院は、2004（平16）年4月に開学し、5年目を迎える2008年度に学校教育法第69条の3第3項に規定する認証評価を受けるべく、大学評価において十分かつ必要な実績と経験に富んだ認証評価機関を選択するということから、大学基準協会に法科大学院認証評価の申請を行った。

〈本章〉

1 理念・目的ならびに教育目標

[現状の説明]

理念・目的ならびに教育目標の明確な設定、その法科大学院制度の目的への適合性については、本法科大学院は、序章で述べた基本的な理念・目的の下に2つのローヤー・モデルに即した教育目標を設定している。すなわち、①「国際市場での競争を勝ち抜き、さらなる発展を目指す企業を法的に支援する」ことによって「経済」の発展をリードするローヤー（これを「ビジネス・ローヤー」と呼ぶ。）として活躍する基礎力の養成を重視するとともに、②市民社会に責任をもつという司法制度改革の理念に則して「社会で起きる争いごとの解決や、複雑な権利関係・利害関係の整理に携わる」ローヤー（これを「ソーシャル・ケア・ローヤー」と呼ぶ。）を養成することである。この教育目標を達成するために、なによりも体系的な基礎知識と基礎理論の習得を図るとともに、ビジネス・ロー関連科目および市民社会における紛争解決のために不可欠な科目を配置したカリキュラムを用意している。

また、以上の理念・目的ならびに教育目標は、「法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律」（以下「連携法」という）第1条が掲げる「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」という法科大学院制度の目的および同第2条が掲げる「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」ローヤーを養成するという基本理念に合致したものである。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院パンフレット（KONAN LAW SCHOOL）』、本法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>）

理念・目的ならびに教育目標の学内周知、社会一般への公開については、以下の方法で、学内において周知させるとともに、社会一般へ公開している。

（1）教員に対しては、毎月原則2回開催される教授会の1回を「カリキュラムに関する事項を審議決定する」教授会（これを「教学教授会」と呼ぶ。）として、その都度周知している。

（2）新入生に対しては、毎年度、全学入学式の後、新入生を対象に本法科大学院独自の学習ガイダンスを開催するが、その際、本法科大学院長が本法科大学院の理念・目的ならびに教育目標をプレゼンテーションすることとしている。また、本学園理事長が同ガイダンスに出席し、甲南大学全体の理念・目的と本法科大学院の意義について、学生に対して周知をすることとしている。この学習ガイダンスには、本法科大学院の教職員が全員参加しており、理念・目的ならびに教育目標を新年度始めに再確認しあう機会となっている。

（3）社会一般に対しては、本法科大学院のホームページに「自己点検」の項目を設けて公開しているが、ここから本法科大学院の理念・目的等をいつでも閲覧できるようにしている。

(4) また、本法科大学院は、その理念・目的ならびに教育目標を社会一般に広く広めるため、各年度内に相当数の説明会を「法科大学院説明会」として開催し、「説明会は、今年受験予定者に限らず、将来ローヤーの道を考える方も気軽にご参加ください。また、法科大学院について知っておきたい方でも結構です。説明も質疑も受験者中心となりますが、時間の許す限り、法科大学院やローヤーのありかたについての意見交換にも応じます」と呼びかけている。「法科大学院説明会」のスケジュールは、ホームページで公開し、希望者は自由に参加できるようにしている。

(5) さらに、本法科大学院パンフレットにも、理念・目的ならびに教育目標とともにそれを実現するためのカリキュラムを掲げて、各関係者や関係機関に配布し、また請求に応じて個人にも郵送している。

(6) 加えて、本法科大学院ホームページ上に、随時更新される院長のコラム欄（「院長が語る Because, Konan」）を設けて、適宜、理念・目的ならびに教育目標についてさまざまな形で語りかけている。

(根拠・参照資料：本法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット『KONAN LAW SCHOOL』、「法科大学院説明会開催状況」)

教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、「新司法試験に関するアンケート調査」として、毎年調査用紙を郵送するかたちで、本法科大学院の修了者の追跡調査を行っているところである。

(根拠・参照資料：「新司法試験に関するアンケート」)

[点検・評価（長所と問題点）]

理念・目的ならびに教育目標の明確な設定、その法科大学院制度への適合性については、十分適合しており特段の問題は感じられない。

理念・目的ならびに教育目標の学内周知、社会一般への公開については、まず、社会一般に対する公開について、徹底が図られている。

学内周知について、教員に対しては徹底が図られている。本法科大学院が、「連携法」第1条の掲げる法科大学院制度の目的をふまえ固有の理念・目的ならびに教育目標を実現するためには、それらが何より学生によって共有される必要がある。しかし、学生に対する周知について、新生を対象に入学時の学習ガイダンス時に行われているのみであるので、在学生に対する周知・徹底は今後の課題である。

教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、現時点では法科大学院が開設されて間もないことから十分な調査対象が存するわけではなく、現在のところ十分な活動が行われているとはいえない。

[将来への取組み]

理念・目的ならびに教育目標の学内周知については、入学時のガイダンス時に行われる

理念・目的ならびに教育目標についての説明を記録に残し配布するなどして、在学生に対しても周知・徹底を図る必要がある。また、周知の徹底の検証を行うことも必要である。

教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施については、今後、2つのローヤー・モデルとの関係で、新司法試験の合格者のキャリア形成についても、一定数の合格者が出るのを待って調査し、教育目標の適切性について将来的には検証する必要があると考えている。

2 教育内容・方法等

2-(1)教育の内容

[現状の説明]

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性については、以下のとおり、文部科学省告示 53 号第 5 条が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべての科目群にわたって授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目として、以下の 60 単位分の科目を設け、すべて必修科目としている。

① 公法系科目として、「基本的人権」2 単位、「統治機構」2 単位、「行政法」2 単位、「公法演習Ⅰ、Ⅱ」各 2 単位、「公法総合」2 単位の合計 12 単位分を、

② 民事系科目として、「民法Ⅰ」4 単位、「民法Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」各 2 単位、「商法」4 単位、「民事訴訟法Ⅰ」4 単位、「民事訴訟法Ⅱ」2 単位、「民法演習Ⅰ、Ⅱ」各 2 単位、「商法演習Ⅰ、Ⅱ」各 2 単位、「民事訴訟法演習」2 単位、「民事法総合」2 単位の合計 34 単位分を、

③ 刑事系科目として、「刑法Ⅰ、Ⅱ」各 2 単位、「刑事訴訟法Ⅰ、Ⅱ」各 2 単位、「刑法演習」2 単位、「刑事訴訟法演習」2 単位、「刑事法総合」2 単位の合計 14 単位分をそれぞれ開設している。

(2) 法律実務基礎科目として、10 単位分の科目を開設しているが、具体的には次のようである。

「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「法曹倫理」の各 2 単位、合計 6 単位分を必修科目とし、その他に自由選択科目として「企業法務論」、「弁護士実務」の各 2 単位を開設している。

(3) 基礎法学・隣接科目として、以下の 12 単位分の科目を開設し、その内 4 単位を選択必修としている。

「法と社会」、「法と医学」、「刑事政策」、「財務諸表論」、「ミクロ経済・ゲーム論」、「ビジネスロー英語」の各 2 単位。

(4) 展開・先端科目として、以下の 58 単位分の科目を開設し、その内 20 単位を選択必修とするとともに、知的財産法、経済法、労働法、倒産法の 4 つの科目群(パッケージ科目と呼ぶ。) (8~10 単位) の中から 1 つを選択し、パッケージ科目内の科目をすべて修得することが求められている。

「国際公法」、「国際私法」、「国際取引法」、「刑事法特論」、「環境法」、「税法」、「コーポレート・ガバナンス」、「企業金融法」、「証券取引法」、「経済刑法」の各 2 単位。

「知的財産法Ⅰ」4 単位、「知的財産法Ⅱ、Ⅲ」各 2 単位、「知的財産法演習」2 単位、「経済法Ⅰ」4 単位、「経済法Ⅱ、Ⅲ」各 2 単位、「経済法演習」2 単位、「労働法Ⅰ」4 単位、「労働法Ⅱ」2 単位、「労働法演習」2 単位、「倒産法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」各 2 単位、「倒産法演習」2 単位。

なお、授業は、1 回 90 分授業とし、試験を除き合計 15 回行い、これを 2 単位としている。

休講等で授業回数が15回に満たない場合には、補講時間として確保された月曜日5・6時限を利用して必ず補講を行うこととしている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則別表第1」、『甲南大学法科大学院学習ガイドンス2007年度版』52頁)

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な教養、豊かな人間性および職業倫理を備えたローヤーの育成という基本理念をふまえ、本法科大学院は、ビジネス・ローヤーとソーシャル・ケア・ローヤーの養成という本法科大学院の設置目的に沿いつつ、法科大学院制度の目的に即したカリキュラムを編成している。

法律基本科目は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目に分かれ、当該法分野に関する基本的知識を体系的に習得するための講義科目、事例を用いるなどして高度な専門知識を習得するための演習科目、理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を修得するための総合科目から成る。

法律実務基礎科目は、実務と理論を架橋し法律家としての基本的な実務能力を習得するという目的を達成するために、「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「法曹倫理」を設置している。また、エクスターンシップ科目として「企業法務論」、「弁護士実務」を設置している。

基礎法学・隣接科目は、主に民事法領域を対象に法社会学的な分析・検討を行う「法と社会」、刑事法領域を対象に法社会学的な分析・検討を行う「刑事政策」、企業法務に関する隣接知識を習得するための「財務諸表論」、「ミクロ経済・ゲーム論」、「ビジネスロー英語」、すべての法律家に共通する基礎知識を学ぶ「法と医学」を設置している。

展開・先端科目は、企業法務に関する専門知識や国際的な視野を持つローヤーにとって必要な多種多様な専門知識の習得を目的に「国際公法」、「国際私法」、「国際取引法」、「刑事法特論」、「環境法」、「税法」、「コーポレート・ガバナンス」、「企業金融法」、「証券取引法」、「経済刑法」を設置している。また、本法科大学院では、前述のように2種類のローヤー・モデルを設定して、特にビジネス・ローヤーにとって必要な企業法務に関する高度な専門的知識を習得させるために4つのパッケージ科目（「知的財産法」、「経済法」、「労働法」、「倒産法」）を設置している。各パッケージ科目は、8～10単位で構成され、学生は1つ以上のパッケージ科目の修得が義務付けられる。そのためには選択したパッケージ科目内に配置された科目をすべて修得する必要がある。なお、パッケージ科目内において段階的・重層的学習を行うようになっている（具体的には、後に触れる）。

なお、ここでカリキュラムの変更について触れておく。このカリキュラムの変更は、「カリキュラム検討委員会」の活動の成果である。

2006年度から、展開・先端系科目中パッケージ科目について、「演習科目」（2単位）を新設した。パッケージ科目は、従来、2年次前期から3年次前期にかけて段階的・重層的に科目を配置していた。しかし、これらの配置は講義科目であり、本法科大学院がめざす

ビジネス・ローに強いローヤーの基礎作りとしては実務との架橋という点で不十分な面があることが問題とされてきた。「演習科目」の新設は、この点を補いつつパッケージ学習方式のいっそうの充実を図るために行われたものである。

また、法律実務基礎科目につき、従来選択必修科目とされていた2単位分（「企業法務論」または「弁護士実務」）を自由選択科目に変更した。「企業法務論」・「弁護士実務」は、エクスターンシップ科目であるが、これを全員に一律選択必修科目として修得を義務付けるには秘密保持をはじめとして検討すべき課題が多い。しかし他方で、法科大学院設立の趣旨からも実務研修を経験することは重要かつ有益であり実際大きな成果をあげた例もある。そこで、実務研修を希望する学生について、成績等により派遣を決定する実務研修型コースと、座学を中心に弁護士事務所、企業あるいはその他の施設の見学などを総合的に実施する座学型コースを設けるとともに、一律に修得を義務付けることはしないことにした。

2008年度から、公法系科目について、科目の年次配当を変更する予定である。従来、公法系科目中憲法分野については、未修1年次前期「基本的人権」、後期「統治機構」、未修3年次（既修2年次）前期「公法演習Ⅰ」、後期「公法総合」という科目配置となっており、未修2年次（既修1年次）に科目が配置されていないことが問題とされてきた。科目の年次配当の変更はこれに対応するためのものであり、未修2年次（既修1年次）前期に従来の「公法総合」を名称変更して「憲法演習」（2単位）として配置することとなる。

また、展開・先端系科目中に「国際私法」をパッケージ科目（「国際私法Ⅰ」（4単位）、「国際私法Ⅱ・Ⅲ」（各2単位）、「国際私法演習」（2単位）、計10単位）として新設する予定である。これに伴い、従来の「国際私法」、「国際取引法」は廃止される。次に、「公共法務」を新設し、公法系について理論と実務の架橋に重点を置いた科目とする予定である。これは、民事法系・刑事法系の「民事実務の基礎」・「刑事実務の基礎」に対応する公法系の科目として位置づけられる。さらに、既存の刑事法系の「刑事法特論」に合わせて公法系の「公法特論」、民事法系の「民事法特論」を新設し、展開・先端科目の充実を図るとともに従来幅の狭さが問題とされてきた選択の幅を拡大することとした。加えて、従来、「民事訴訟法Ⅰ」（4単位）では判決手続を、「民事訴訟法Ⅱ」（2単位）では民事執行・民事保全法を取り上げていたのを変更して、「民事訴訟法Ⅰ」（4単位）・「民事訴訟法Ⅱ」（2単位）では判決手続を対象とした講義を行い、民事執行・民事保全法については「民事執行・保全法」として展開・先端科目中に新設することとした。これは、これまでの経験から民事訴訟法に関する十分な知識の修得のためには判決手続について6単位分の講義を提供することが必要不可欠と判断してのことである（なお、民事執行・民事保全法に関する基本的な知識は、民法の講義・演習（「民法演習」および「民事法総合」）の中でもある程度得られるものであり、とりわけ実務家教員の担当する講義・演習において権利の実現手続に関する内容が提供されており、「民事執行・保全法」を展開・先端科目中に設け選択科目とすることに伴うデメリットは特にない）。

その他、年次別の選択の幅を調整するために「環境法」の配当年次を2年次から1年次

へ変更し、「国際公法」を講義内容に合わせて「国際人権法」に科目名称の変更を行い、「証券取引法」を法律名称変更に合わせて「金融商品取引法」に科目名称の変更を行うこととしている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則別表第1」、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』44-52頁、2008年度法科大学院授業科目表)

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、本法科大学院は、課程修了に必要な単位数を94単位とし、そのうち、法律基本科目は27科目60単位をすべて必修とするとともに、法律実務基礎科目3科目6単位分、基礎法学・隣接科目2科目4単位分、展開・先端科目10科目20単位分をそれぞれ必修としており、法律基本科目の学習を柱としつつ法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目全体に渡って満遍なく学習でき特定の分野に履修が偏らないように配慮されている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第23条、「甲南大学法科大学院規則別表第1」、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』44-52頁)

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、法律基本科目の配置の基本的な考え方として、1年次に当該法分野の学習に不可欠な基本的知識を体系的に習得するための講義科目を配置し、2年次に事例を用いるなどしてより高度な専門知識を習得するための演習科目を配置し、3年次に理論と実務を架橋する総合的な法的分析力を修得するための総合科目を配置するという形での積み上げ方式をとっている。

以上のことを法学未修者(3年標準型)を例にとり、具体的に見ていくと、次のようになる。

1年次には、法律基本科目12科目28単位の講義科目を必修科目とし、とりわけ、前期に法律学の基本となる憲法・民法・刑法の3科目について十分に履修したうえで、他の科目を履修できるように配慮している。その他に、履修上限との関係で8単位まで基礎法学・隣接科目を中心とした、法律基本科目以外の科目を選択科目として履修することとなる。

2年次には、演習科目を中心とした法律基本科目8科目18単位を必修科目として履修するとともに、1年次に履修した基本科目の内容を踏まえて、法律実務基礎科目2科目4単位を必修科目として履修することを求めている。また、2年次より自己の選択するパッケージ科目を展開・先端科目から選択して選択必修科目として履修することが求められる。なお、パッケージ科目は、6単位あるいは8単位の講義科目と2単位の演習を順次履修することを求めている。また、2年次においては、法律基本科目以外の科目を展開・先端科目を中心に14単位まで選択科目として履修することとなる。

3年次には、総合科目を中心として法律基本科目7科目14単位、法律実務基礎科目1科目2単位の合計16単位が必修科目として置かれている。

(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』44-52頁)

法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、実務と理論の架橋のため、

「民事実務の基礎」および「刑事実務の基礎」は、複数の実務家・研究者が指導する体制をとり、理論で裏付けられた実務の基礎を学習することができるよう配慮している。「民事実務の基礎」は、3名の実務家専任教員および1名の派遣裁判官教員が、「刑事実務の基礎」は、1名の研究者教員、2名の実務家専任教員および1名の派遣検察官教員が担当している。

以下の法律基本科目も、研究者教員と実務家教員がペアで担当し、学生が理論にも実務にも偏ることなく、実務の基礎を理論で裏付けられる学習をすることができる体制を整えている。

「公法演習Ⅰ」、「公法演習Ⅱ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅳ」、「民法演習Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「民事訴訟法演習」、「商法演習Ⅱ」、「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」。

この内例えば「刑事訴訟法演習」では、事例問題分析を主たる題材とするが、研究者教員が基本的な考え方、判例の動向、分析の全体構造、必要最小限度の理論的（学說的）枠組みなどを指導し、派遣検察官教員が実務の現場では同種問題がどのように生じており、実際にはどのように処理されているのか等実務の現場感覚を指導する。また、実務上生起する刑法の事例を、派遣検察官教員が実務書をもとに解説するパートを加え、刑法と刑訴法の架橋について実務の視点から指導している。刑罰権を発動するための刑法・刑訴法の指導上現場でも捜査から公判まで統括する検察官の実務感覚を軸にした学習指導が不可欠であり、これと研究者による体系的、理論的な分析を合体することによって、学生に総合的な理解力を身に付けさせることとしている。

さらに、展開・先端科目系のパッケージ科目のうち、「知的財産法」、「労働法」、「倒産法」について、実務家教員が単独あるいは研究者教員とペアで担当している。

例えば「知的財産法Ⅰ」で扱う特許法は、その保護対象が発明＝「技術」であるため、法的知識とともに科学技術の知識もある程度要求される。さらに、権利生成過程における特許出願手続上の実務的知識も必須である。このような分野は、伝統的な法学の研究や教育に携わってきた研究者教員よりも実務家教員による教育の方が効果的である。そこで、前半に、研究者教員が実務を視野に入れながら理論的側面に重点を置いて講義を行い、後半に、実務家教員が審判、審決取消訴訟、侵害訴訟等における諸問題について手続的側面を重視しつつ理論的に講義する。研究者教員による講義の際は実務家教員が、実務家教員による講義の際は研究者教員が、適宜、それぞれの立場から講義内容を補充し合い、各回の授業の最後には当該授業の内容や方法等について教員相互の意見交換を行っている。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』44－52 頁）

法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、ローヤーとしての技能および責任その他の法律実務に関する基礎的な分野である法律実務基礎科目として、「法曹倫理」、「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」の 6 単位分を必修科目として開講している。「企業法務論」、「弁護士実務」については、選択科目としている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則別表第1」、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』44-52 頁)

法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設については、かかるテーマのみを内容とする独立の科目は設置していないが、次のような形で実質的に教育されるよう配慮している。

(1) 法情報調査について、入学時の「情報教育研究センター説明会」、「主要法律雑誌DVD法情報検索システム説明会」および「法科大学院教育研究支援システム説明会」においてガイダンスを行っている(約2時間30分)。判例の解釈意義等については、例えば「民事訴訟法演習」において、弁論主義と自白(1コマ)、補助参加、訴訟告知(1コマ)を扱っている。

(2) 法文書作成について、講義・演習において指導を行っている。例えば「民事実務の基礎」において、「訴状の作成」を取り上げ、依頼者からの事情聴取のあり方、訴状、答弁書を作成する法律的観点などを検討している(1コマ)。また、刑事系全科目において、検察官が作成した『犯罪事実記載の実務(刑法編)』(近代警察社)を教科書として指定し、実務における「被疑事実」または「公訴事実」の書き方を学びながら刑法の構成要件の適用方法と、刑事訴訟法における証拠法の理解のための基礎作りをしている。「刑事訴訟法演習」および「刑事実務の基礎」において、法総研提供の事件記録教材第3号(窃盗)をもとに、模擬裁判のシナリオを作成して院生がこれに基づいて模擬裁判を実施し、手続の基本的流れの習得を指導している(各1コマ)。「刑事訴訟法I・II」では事件記録教材第1号を、「刑事訴訟法演習」では同第3号、「刑事法総合」では第7号を配布して、書式から刑法と刑訴法の基本問題を学ぶ指導を行い、将来ローヤーとして法律文書を作成できる基礎作りを指導している。

(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』31-33、130-138、141 頁)

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設については、ローヤーとしての実務的な技能を修得するための実習科目として「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」の他に、「企業法務論」および「弁護士実務」を設置している。また、ローヤーとしての責任感を修得・涵養するための実習科目として「法曹倫理」を設置し、総論・裁判実務、刑事弁護実務、検察実務、民事弁護実務の4分野について4名の実務家がオムニバス方式で講義を担当している。具体的には、総論・裁判実務を専任実務家教員(2コマ)、刑事弁護実務を専任実務家教員(6コマ)、検察実務を派遣検察官教員(2コマ)、民事弁護実務を専任実務家教員(4コマ)がそれぞれ担当している。

(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』140-152 頁)

臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制については、臨床実務教育科目として、「企業法務論」および「弁護士実務」を設置しているが、これらの科目には、①実地研修を希望する者について、成績等により派遣を決定する実務研修型コース(エク

スターンシップ科目であり、春期休業、夏期休業の期間中に10日間のエクスターン研修を行っている)、②外部講師による講義を軸とする座学を中心に弁護士事務所、企業あるいはその他の施設見学などを総合的に行う座学型コースを設けて、それぞれ2単位科目として実施している。いずれもコーディネートを行う担当教員を置き、講義内容の立案、研修先との連絡調整、外部講師の手配などを行い、また、事前のガイダンスとともに、事後において単位認定を行うという形で指導における明確な責任体制が確立されている。また、例えば「弁護士実務」について、実務家教員を担当教員として配置して、講義の開始前後に座学を行い、学習内容の統一性と水準の均質性を維持することとしている。

(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』146-153頁)

リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導については、「企業法務論」、「弁護士実務」とともに前述の実務研修型コース(エクスターンシップ)参加希望学生は、甲南大学キャリアセンター(就職活動全般を担当する部局)が主催する本法科大学院学生向けマナー講座の受講を義務づけている。

また、「企業法務論」で企業の実務研修に参加する学生については、研修前に担当教員によるガイダンスを実施し、特に守秘義務について十分な注意を行っている。

「弁護士実務」の場合には、担当教員が講義の開始前および終了後にそれぞれ座学を行い、事務所における守秘義務の意義と心得などを教示するとともに、法理論・法解釈と弁護士実務の架橋を行う。また、終了後の座学では、実体験を学生が報告しつつ、総括を行うこととしている。

いずれにおいても、参加する学生より誓約書を提出させるとともに、参加先との間で協定書を締結することにより、エクスターンシップ先において守秘義務を遵守するように配慮されている。学則において守秘義務に関する格別の規定を置いているわけではないが、上記の指導にもかかわらず守秘義務に違反した場合には、「甲南大学学則」の懲戒規定(第36条)を適用することとしている。

(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』146-153頁、「誓約書」、「エクスターンシップに関する基本合意書(大阪弁護士会)」、「甲南大学学則」)

[点検・評価(長所と問題点)]

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性については、授業科目は法令が定めるところに合致して開講されている。

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設について、ビジネス・ローヤー・モデルとソーシャル・ケア・ローヤー・モデルという2つのローヤー・モデルを提示して、それに沿った自覚的な学習を可能とするカリキュラム編成を行い、法律基本科目を核として、ビジネス・ローを中心とする展開・先端科目、多様性を学ぶ基礎となる基礎法学・隣接科目を配置している点は長所としてあげられる。

なお、本法科大学院で開設されている選択科目が他の大規模な法科大学院に比べて、必

ずしも多くないため、学生の選択の幅が狭いのではないかという問題がないわけではない。この点、本法科大学院の教育目標を達する上では、必要十分な科目が揃っており、逆に、小規模な法科大学院において、いたずらに開設科目を増やせば、受講学生がほとんど存在しない授業も現れるため、かえって、教育効果との関係で問題があると考えられる。しかし、選択の幅が狭いことは確かであり、2008年度にカリキュラムを変更することによって選択の幅をいくらか拡大することとしたことは既に触れたところである。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置について、本法科大学院のカリキュラム編成において基本法律の学習を重視して、1年次の講義科目での体系的理解、2年次の演習科目での事例に沿った応用的理解、3年次の法律実務基礎科目での実務に即した基礎理論の理解、総合科目での総合的理解というように、段階的・重層的な積み上げ式学習を可能にしている点が長所としてあげられる。したがって、学生は、法律基本科目を例にとると、1年次ですべてを理解する必要はなく、「プロセス学習」（基本法律の反復学習）を通して3年間で理解すればいいというスタンスをとることができ、学習効果を高めているということができる。

また、ビジネス・ローを土台としたカリキュラム編成を行い、とくに展開・先端科目の中に「知的財産法」、「経済法」、「労働法」、「倒産法」の4分野につきパッケージ科目として配置し（2008年度からカリキュラムの変更により「国際私法」が加わることは既に触れたところである）、1つ以上のパッケージ科目の修得を義務づけていることも長所としてあげられる。たとえば、「知的財産法」を例にとると、「知的財産法Ⅰ」（2年次前期・4単位）→「知的財産法Ⅱ」（2年次後期・2単位）→「知的財産法Ⅲ」（3年次前期・2単位）→「知的財産法演習」（3年次後期・2単位）というように配置され、パッケージ科目内においても学年進行に応じて段階的・重層的学習が可能になっている。

以上のとおり、講義科目は、学生が系統的・段階的に履修することができるように配置されている。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫については、「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」とともに、実務家教員が主導し、十分な打合せのもとに、教材の選択、講義の進め方を準備しており、理論と実務を架橋させていくプロセスを学生が学ぶ最良の場になっている点は長所としてあげられる。

また、実務と理論の架橋をめざして法律実務基礎科目について複数の実務家・研究者が集団で指導する体制をとっていることも長所としてあげられる。このことによって、学生は、実務の基礎を理論で裏付けられた学習の機会を確保できることになるからである。

法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、いずれも必修科目として開講されており問題はない。

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設については、「企業法務論」および「弁護士実務」の実務研修型コースは、エクスターンシップ中心のコースであり、現場で多様な体験をすることができるので学生は充実した研修期間を過ご

すことができる点、座学中心型コースの場合にも、多様なゲストに接することで今後のローヤー像を各学生が考える素材提供の場になっている点はいずれも長所としてあげられる。

リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導については、守秘義務について十分な配慮がなされ適切な指導が行われている。

[将来への取組み・まとめ]

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、本法科大学院開設後一定の期間を経て、修了生に対する追跡調査などが行われるのを待って、2つのローヤー・モデルについて、それが本法科大学院にとって適切なものといえるかどうかを検証し、その結果に応じて開講される授業科目の適切さについても検証作業を行う予定である。

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、2008年度より、展開・先端科目のパッケージ科目として新たに「国際私法」を加える予定であり、合計5つのパッケージ科目が開講され、学生の選択の幅が広がることとなる。

臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制および**リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導**については、従来、「企業法務論」および「弁護士実務」における実務研修型コースは、エクスターンシップ科目として位置づけ、いずれか2単位を選択必修としていたが、2006年度からカリキュラム変更に伴い選択科目へと位置づけを変更したことは既に述べたところである。しかし、実務研修型コースは、実際の現場において学ぶことは多く学生にとってきわめて有益かつ充実したものとなっている。法科大学院のカリキュラムにおいて、法律実務基礎科目はその性格上格別な意義を有していることから、今後、法律実務基礎科目全体の中で自由選択科目部分の充実を図るとともにエクスターンシップのあり方を検討していくこととしている。

2 - (2) 教育の方法

[現状の説明]

課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮については、課程修了要件は、「3年以上在学し94単位以上を修得すること」であり、法令上の基準に従った適切なものであるとともに、基本学習を重視し履修上の負担が過重にならないように配慮したものとなっている。

「94単位以上」の内訳は、前述のように法律基本科目60単位（公法系科目12単位、民事系科目34単位、刑事系科目14単位）、法律実務基礎科目6単位が必修、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目20単位以上の計90単位以上が選択必修であり、残り4単位以上を選択科目として修得することとしている。

ここで、2006年5月1日履行状況調査時の「留意事項」において、「教育課程や修了要件、入学者選抜の方法など、設置認可時の計画からの変更が多く見られるので、やむを得ない事情により計画を変更する場合には、その理由を明示し、かつ、学生に十分な情報提供を行い、不利益が生じないようにすること」とされたことに触れておく。

履行状況調査で指摘された、教育課程や修了要件の変更とは、次のとおりである。

2006年度に、①法律実務基礎科目について、8単位選択必修から6単位必修へ、②展開・先端科目について、26単位以上選択必修から20単位以上選択必修へ、③修了要件単位数を98単位から94単位へそれぞれ変更した。

変更理由は、次のとおりである。

展開・先端科目について、ビジネスローの学習を中心とした本法科大学院のカリキュラムの特徴をいっそう明確にするために、パッケージ科目に「演習科目」を新設したのに伴いその修得が義務付けられることとなった。そこで、従来「カリキュラム検討委員会」において多すぎるのではないかとして問題とされてきた展開・先端科目の修了必要単位数を従来の26単位以上から20単位以上に変更し、履修上の負担のバランスをとるとともに、自由選択の幅を拡大することにした。

以上の変更が、修了要件単位数の見直しにも連動することとなる。本法科大学院では、教授会での議論を通して、例えば特定の科目について予習の負担が過重になることを避けるために学習総量につき教員相互間で配慮しあうなどの対応を行ってきている（学習総量規制と呼ぶ。）。今回、パッケージ科目の「演習科目」新設に伴い、学習総量につき検討する必要が生じた。また、本法科大学院のカリキュラムは、段階的・重層的な積み上げ学習方式を基本的な考え方としているが、それは基本事項の反復学習を重視するものでもある。そのためには、学生に十分な自習時間を確保することが必要である。

以上のようなことから、修了必要単位数については、2006年度入学生より98単位以上を94単位以上に、授業時間について100分を90分に変更することとした。なお、授業時間の変更については、次のような事情もある。元々の100分授業の構想では、各授業の途中で適宜10分間程度の休憩をとりつつ運営することとしていたがそれは現実的ではないこと、

100分授業を運営するには時間割上1日5コマ体制をとる必要があるが完成年度を迎えすべての授業科目が開講されることになると実際には1日5コマ体制では対応が困難なこと等の技術的な問題にも直面することとなった。授業時間の短縮にあたっては、教授会において、講義内容・進行にさらにいっそうの工夫を加えることによって学習内容の減少が生じないように対応すること、質問時間を確保するためにオフィスアワーを有効活用することなどを確認している。

以上の変更については、教員・学生が一同に会する説明会を2006年3月13日に開催し、変更に至る経緯を含め趣旨について十分な説明を行い了解を得た。

なお、①の変更に伴い従来の選択必修から自由選択に位置づけを変えた「弁護士実務」・「企業法務論」については、その趣旨を理解し実際には64名中60名が履修した(2007年度)。内訳は、「弁護士実務」中実務研修型コース6名、座学中心型コース37名、「企業法務論」中実務研修型コース3名、座学中心型コース14名であった。②に関連して、2006年度からパッケージ科目に新たに導入した「演習科目」について、2005年度前入学生(在学生)にも履修を可能としたところ、この点についてもその趣旨が理解され、2006年度修了生43名中40名の参加を得た。内訳は、知的財産法演習10名、経済法演習15名、倒産法演習7名、労働法演習8名であった。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第23条、表「2007年度エクスターン科目履修者内訳」)

履修科目登録の適切な上限設定については、履修上の負担のみならず効果的な学習、自習時間の確保ということから、年次ごとの履修科目登録につき上限を設け、3年標準型の法学未修者1・2年次36単位、3年次44単位、2年短縮型の法学既修者1年次36単位、2年次44単位までとしている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則別表第1修了要件」)

他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、本法科大学院の教育水準および教育課程としての一貫性を損なわないように留意して、教育上有益と認めるときは、面談の上、他の大学院において修得した単位を35単位まで法科大学院において修得したものと認定することができるとしている(ただし、これまでのところ実施した例はない)。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第21条)

入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本法科大学院の教育水準および教育課程としての一貫性を損なわないように留意して、教育上有益と認めるときは、面談の上、入学前に大学院で修得した単位を法科大学院において修得したものと認定することができるとしている(ただし、これまでのところ実施した例はない)。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第22条)

在学期間の短縮の適切性については、「法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者」を「法学既修者」と呼び、入学試験において科目履修免除にふ

さわしい知識・能力を備えているかどうか審査の基準となる「法学既修者コース」合格者がこれに該当する。この法学既修者について、1年間の在学期間の短縮を行い、2年間で修了できるようにしている。その場合、入学時に個別面談の上、本法科大学院において修得したものとみなすことのできる授業科目につき、「24 単位以上、30 単位以下」の範囲内で法律基本科目に限り単位認定を行うとともに当該科目の履修を免除している（2007 年度入学生の場合、30 人につき 24～28 単位の範囲内で認定した）。

（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第 38 条、「法学既修者の単位認定面接に関する取り扱い要領」、「法科大学院規則第 38 条第 2 項に基づく履修免除科目・単位数一覧」）

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、法学未修者および法学既修者の履修指導について、①入学時の学習ガイダンス期間中に説明会を開催して、カリキュラム等につき説明をした後、グループに分けて、グループごとに配置された教員との懇談の場を設け履修指導の機会を確保しており、②希望者に対しては別に個別面談の時間を設け教員を配置し履修指導を徹底している。また、③詳細なカリキュラムの説明や履修モデル等を入学時に配布される冊子『学習ガイダンス』に掲載している。④入学後は、事務室への申し出を通して、個別履修指導を随時必要に応じて行う体制を整備し実施している。さらに、⑤修了生に依頼してより身近で具体的な履修指導の機会も設けている。

法学未修者について、1 年次前期成績発表後、G P A を利用して基準を設け、基準以下の学生に対して個別面談を行い、状況に応じた必要な履修指導を行う体制を整備している。1 年次後期以降の法学未修者および法学既修者に対しては、各学期成績発表後に個別面談希望者を募り、申し出に応じて個別履修指導を行っている。なお、進級・修了要件を満たさないことが判明した学生に対しては、該当事件発生時に速やかに個別面談の形で履修指導を行っている。

2006 年度前期の場合、G P A 4.0 以下 30 名の内休学中の 2 名を除く 28 名および前期で修了不可確定者 3 名の計 31 名を対象に実施した。後期の場合、留年決定者の内退学予定者と休学中その他事情のある者を除く 4 名を対象に実施した（担当は、法科大学院長代理および教務委員があたっている。）。

法学未修者・法学既修者それぞれの入学予定者を対象に、入学前教育を行い、入学後の学習がスムーズに始められるよう配慮している。2008 年度についても、計 12 回実施する予定である。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』43 頁～52 頁、第 18 回法科大学院教授会記録、「2008 年度入学生法科大学院入学前プログラムスケジュール」）

教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、授業科目ごとの学習相談体制の整備について、全教員が授業時間などを考慮して原則昼休みにオフィスアワーを設け、各年度始めに学生に周知徹底した上で繰り返し利用を呼びかけている。また、オフィスアワーを利用できない場合には、オフィスアワー以外の時間を利用した学習相談の機

会を事務室を通して確保している。

一般的な学習相談体制について、専任教員による指導主任（いわゆるクラス担任）制度を設けるとともに、相談内容に応じて担当の教員との面談の機会を確保している。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』75 頁）

アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、正規カリキュラムとは別に自主ゼミの場を設け、若手の弁護士を中心に特別講師として採用し、学生が随時相談する機会を確保するとともに、学習支援を実施している。ここで、特別講師とは、設置基準が必要とする教員とは別に、「甲南大学法科大学院特別講師規程」に基づいて採用する本法科大学院独自の教員のことである。

自主ゼミは、未修1年次を対象に4クラス、未修2年次（既修1年次）を対象に4クラス、未修3年次（既修2年次）を対象に5クラス、未修2年次（既修1年次）以上を対象に1クラスを開講しており（2007年度）、自主ゼミの内容は、各クラス参加学生の希望に応じて、特定の科目についての基礎知識（条文・判例・学説）の確認あるいは事例問題の検討などを行っている。実施にあたっては、コーディネートを行う自主ゼミ担当の専任教員を中心に、定期的に打ち合わせ会議を行い、学習支援の実施状況（実施内容、学生の学習の進捗等）の相互チェックを行っている。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』31 頁、「甲南大学法科大学院特別講師規程」）

授業計画の明示については、授業の内容・方法および1年間の授業計画は、学生に対してシラバスを通じてあらかじめ明示している。また、各授業の初回に授業計画の説明を含む当該授業科目の全体像を提示するようにしている。シラバスは、各年度始めに配布する冊子『学習ガイダンス』に全文を掲載するとともに、本法科大学院のホームページ上でも閲覧可能としている。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』79 頁以下）

シラバスに従った適切な授業の実施については、授業は、カリキュラム全体を考慮した上で作成される適切なシラバスに従って行われている。授業科目によっては、法改正その他の事情で事前に提示したシラバスを変更する必要がある場合、講義あるいは掲示を通してその都度学生に説明し了解を得るようにしている。現実にシラバスに従った授業が実施されたか否かについては、授業アンケートに項目を設け、事後的に検証している。

（根拠・参照資料：2007 年度法科大学院授業アンケート・アンケート用紙と集計結果）

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、演習科目および少人数講義科目においては、双方向あるいは多方向の討論や質疑応答などを通じた実践的な教育方法が取り入れられている。

他方、受講者が相当数を超える等、双方向あるいは多方向の実践的な教育方法が、必ずしも教育効果を高めるものではないと思料される講義科目を中心にした授業科目について

は、常にかかる方法を採用する必要はないと判断している。

少人数教育の実施状況については、次項、次々項で述べるように、効果的な学習のために、授業科目の性格に応じて適正学生数を設定して少人数教育を行うことを基本として実施している。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表4)

各法律基本科目における学生数の適切な設定については、法律基本科目について、講義方式で行われる授業科目については、60名(1学年定員)を適正学生数として設定しクラス編成を行い、演習方式で行われる授業科目については、各学年定員60名を基準に3クラス編成で行うこととしている結果、各クラス20名が適正学生数として設定されることとなる。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表4)

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、法律実務基礎科目および展開・先端科目群のパッケージ科目中「演習科目」を個別的指導が必要な授業科目として位置づけ、法律実務基礎科目について、適正学生数を60名(1学年定員)と設定しつつ、実際には「刑事実務の基礎」については3クラス編成で授業を行い、「民事実務の基礎」については特に個別的指導の必要性を考慮して4クラス編成で授業を行っている結果、各クラス15～20名が適正学生数として設定されることとなる。「企業法務論」および「弁護士実務」について、実務研修型コース(エクスターンシップ)については適正学生数を設定していないが、科目の性質上少人数で授業が実施されており、座学型コースの授業については適正学生数を60名に設定しているが、科目の性質上実際には少人数で授業が行われている(14名ないし37名)。展開・先端科目群のパッケージ科目中「演習科目」について、適正学生数を20名に設定しており、実際に少人数で授業が行われている(「知的財産法」19名、経済法14名、倒産法4名、労働法19名(2007年度))。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表4)

成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示については、学習の成果に対する成績評価、単位認定について、次項で述べるように、あらかじめ教授会で統一的な運用を行うことを決定し、その具体的な基準等については、『学習ガイダンス』に明示している。課程修了認定の基準および方法についても、『学習ガイダンス』に明示している。

(根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス2007年度版』42、71-72頁)

成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、学習の成果に対する成績評価、単位認定について、本法科大学院開設時の2004年4月第1回教授会で次のような統一的な運用を行うことを決定し、その基準・方法に基づいて統一的・客観的かつ厳格に行われている。

具体的には、成績評価について、レポート(起案)・授業参加態度・定期試験を3対1対6の割合で総合して行っている。

また、成績評価は、相対評価により11段階に分けて行っている。具体的には、全体の10

パーセント程度を「秀」評価とし 10 点または 9 点がそれに該当し、全体の 20 パーセント程度を「優」評価とし 8 点または 7 点がそれに該当し、全体の 40 パーセント程度を「良」評価とし 6 点、5 点または 4 点がそれに該当し、全体の 30 パーセント程度を「可」評価または「不可」とし 3 点または 2 点が「可」評価に該当し 1 点または 0 点が「不可」に該当するとしている。

学生は、一定の期間内に、成績について問い合わせをすることができる。このことおよびレポート（起案）・定期試験の結果に対する担当教員による講評によっても、成績評価等の客観性・厳格性が担保されている。

そして、上の 11 段階評価に対応させて 0～9 までの数値を G P A として用いて下記の計算式で本法科大学院独自の G P A を算出している。

$$G P A = \frac{(A \text{科目} G P \times A \text{科目} \text{単位数}) + (B \text{科目} G P \times B \text{科目} \text{単位数}) + \dots}{\text{履修登録科目総単位数}}$$

こうして得られた G P A を教育効果の達成度を測定する仕組みとしても用いている。現在のところ、学生個人の当該時点までの総合的な成績を把握するために G P A を利用して、個別学習指導に活用したり、2007 年度からは法律基本科目中演習科目（「民事・刑事実務の基礎」を含む）のクラス編成 A・B・C の 3 クラスを行ったりしている。この G P A に基づくクラス編成は、学年ごとに前年度の G P A（既修 1 年については、入学試験の成績を利用）に基づいて行っている。なお、2007 年度の場合、未修 2 年（既修 1 年）につき A クラス（G P A 5.17-6.50）、B クラス（G P A 3.42-4.92）、C クラス（G P A 1.21-3.33）、未修 3 年（既修 2 年）につき A クラス（G P A 5.24-7.80）、B クラス（G P A 3.95-5.14）、C クラス（G P A 1.59-3.81）とした。

課程修了認定については、以上のようにして行われた成績評価および単位認定の結果に基づき、修了判定のための教授会において、各学生の単位の修得状況を確認するなどして、審査したうえで厳格に行っている。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007 年度版』71-72 頁、「甲南大学法科大学院規則」、「法科大学院の学修に関する取扱い」、成績評価に関する申合せ、「G P A 別クラス編成について」）

再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、本法科大学院では再試験の制度を設けていない。

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、あらかじめ明示してある客観的な基準に基づいて追試験を実施している。なお、教授会において、追試験の問題は定期試験の問題とは別の問題とすることを確認している。

（根拠・参照資料：「法科大学院の学修に関する取扱い」）

進級を制限する措置については、1 年次または 2 年次の学生について、当該年次におけ

る修得単位数があらかじめ決められた単位数に満たない場合、進級制限を行い、それぞれ2年次または3年次に進級できないこととしている。進級制限は、次のような場合に行われる。

法学未修者について、1年次の法律基本科目の修得単位数が22単位に満たない場合、2年次の総修得単位数が56単位に満たない場合。

法学既修者について、1年次の総修得単位数が56単位に満たない場合。

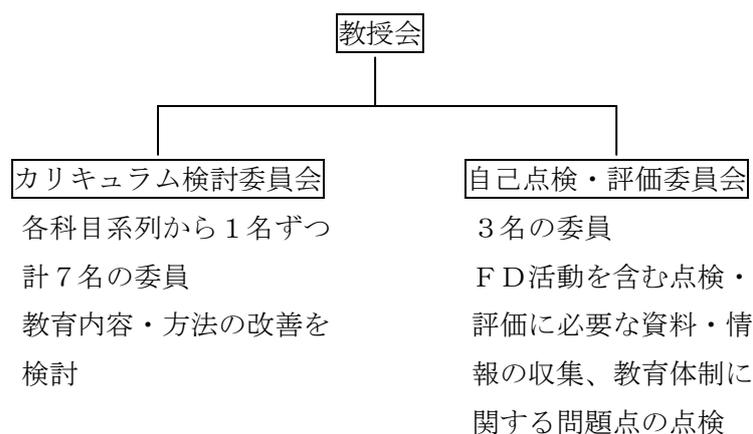
2年次（3年次）への進級が認められなかった場合には、当該年次配当科目の履修は認められず、同一年次への進級が2年連続して認められなかった場合には、退学勧告を行うこととしている。また、2年次（3年次）への進級が認められなかった場合、1年次（2年次）に修得した科目のうち「可」評価の科目については、再度聴講を行うよう学習指導を行っている。2007年度の場合、2年次への進級が制限された者は11名、3年次への進級が制限された者は2名で、計13名であった。

（根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第20条、「法科大学院の学修に関する取扱い」、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス2007年度版』42頁、43頁）

進級制限の代替措置の適切性については、進級制限を行っているので、代替措置は設けていない。

教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、本法科大学院を修了しローヤーとなった卒業生の進路が、本法科大学院の設定した理念・目的ならびに教育目標に合致しているか否かの検証が必要と考えられるが、法科大学院設置4年目であり統計上有意なデータを得ることが不可能であるため、今後の課題である。

教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、①教育内容および方法の改善を検討するために「カリキュラム検討委員会」（公法系、刑事法系、民事法系、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、展開・先端科目系から各1名、計7名の委員（専任教員）で構成）を設置し、定期的に検討の機会を設け、その都度検討の結果を「教学教授会」（規程上は、「カリキュラムに関する事項を審議決定する」教授会であるが、より広く教育内容・方法に関する事項を扱っている。構成員は、専任教員およびみなし専任教員全員である）に報告し、問題意識の継続化・共通化を図るとともに、問題点の改善策を検討している。これまでのところ、「カリキュラム検討委員会」の活動内容は、2006年・2008年カリキュラム改正の実施にあわせて、カリキュラムの点検に集中してきている。



②3名の自己点検・評価委員を常置し（1名は教務委員を兼ねている）、点検・評価（FD活動を含む）に必要な資料・情報を収集しつつ、全体の教育体制に問題がないかチェックし、「教学教授会」で必要に応じた問題提起を行い、問題点を共有し解決を図ることとしている。また、学期ごとに期間を設け授業参観を組織的に実施し、他の教員の授業参観を通じて各自の授業の改善に役立てている。

③後述する授業アンケートのほか、学生が随時、法科大学院の授業内容等について意見・要望を述べる機会があり（オピニオンボックス）、それらを通じて得られた学生の授業に対する意見・要望のうち取り上げるべきものについて、「カリキュラム検討委員会」で議論し必要があれば改善策等を検討するとともに、「教学教授会」において審議し対応している。

この他に、④兵庫県弁護士会の授業参観も積極的に受け入れ、FD活動に役立てている。また、入学予定者に対して、入学に先立って授業見学期間を設定し、授業に差し障りのない範囲で希望者の授業参観を可能にしている。このようにさまざまな形で外部からの授業評価を受けることで、教員の意識向上・資質向上に向けて努力をしている。

ここで、2006年5月1日履行状況調査時の「留意事項」で、「同一分野に属する科目を担当する教員間での授業方法等に関する調整が不十分であるなど、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）のあり方について教員間に意識の差が見られるので、改善方策を検討し、充実に努めること」と指摘されたことに触れておく。

演習科目、総合科目、実務基礎科目について、少人数クラスを確保するため複数クラス編成を行うとともにその大半において複数教員で担当するとしていることから、教材作成、授業の進行、レポート（起案）、試験の実施等について、科目担当者会議を適宜開催し共通理解を図っている（その他、複数教員が共同で担当する科目の具体例については既に触れたところである）。また、「留意事項」の指摘をふまえ、2007年度4月第1回教授会で院長の所信表明をふまえFD活動の充実に再確認するとともに、講師を招いて法科大学院をとりまく客観情勢について意見交換を行った。引き続き、同月第2回教授会において、専任教員による模擬授業を実施し、授業方法等についてあらためて意見交換を行った。

(根拠・参照資料：「甲南大学学則」第 65, 66 条、「甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程」、「甲南大学法科大学院教授会規程」)

FD活動の有効性については、教員に対して教育内容および方法の改善を常に意識させ必要な改善を行う契機として有効に機能している。

自己点検・評価委員会は、例えば、後にも述べるように授業アンケートにおける自由記載欄において応答すべき事項があれば担当教員が文書でコメントを付すことを提案し、「教学教授会」で審議の上実施することとした。また、本法科大学院開設直後に、すべての授業においてレポート（起案）や定期試験に対する講評をしてほしい旨の学生からの要望を受けて、それまで教員に扱いが委ねられていたのを変更して全教員がレポートや定期試験に対する講評を公表することを提案し、「教学教授会」で審議の上実施することとした。

また、FD活動がカリキュラム改革に結びついた例として、次のことをあげることができる。

従来、カリキュラム上の問題点として、小規模法科大学院故に開講科目数が少なく、そのため展開・先端科目においても選択の幅が狭いという問題があった。これに対して、学生の要望にも耳を傾けつつ、「教学教授会」の議論を通して、ビジネス・ロー科目の重視という基本理念を確認した上で、2006 年度からパッケージ科目の 4 分野について「演習科目」を新設してパッケージ学習の充実化を図り、2008 年度から「国際私法」を新設することとしたことなどは既に触れたところである。

学生による授業評価の組織的な実施については、FD活動の一環として位置づけ、学期ごとにアンケート実施期間を設定し、すべての授業科目について統一的な授業アンケートを教授会として組織的に行っている。

(根拠・参照資料：2007 年度法科大学院授業アンケート・アンケート用紙と集計結果)

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、学生による授業アンケート実施後、速やかに集計を行い、すべての科目についてアンケート結果を一覧にした資料を教授会で配付し、教育上の問題点を検討し改善につなげる議論の機会を確保している。そして、以後の授業において改善の必要な点については対応し、改善に役立つと思われる具体的な提案については取り入れるなどしている。また、同時に、授業科目ごとに担当者に集計結果を配付し、直近の授業の際に必要なコメントを行うほか、自由記載事項に対する応答を文書にして学生に閲覧させるなどして、学生とのコミュニケーションを図っている。

(根拠・参照資料：「2007 年度前期授業アンケートについての担当者からのコメント」)

理念・目的ならびに教育目標の達成のため、教育内容および方法について、特色ある取り組みを行っているかについては、既に述べたように法律基本科目中演習科目（「民事・刑事実務の基礎」を含む）において、2007 年度より GPA を基準とした習熟度別クラス編成を試みている。これにより、習熟度に応じて、学生の教育効果を高めることが期待される。

また、大学の付属機関である企業法務研究所において、ビジネス法系のシンポジウムや

勉強会が随時、行われている。

(根拠・参照資料：企業法務研究所活動記録(「企業法務研究所シンポジウム」開催状況))

[点検・評価(長所と問題点)]

課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮については、特定の科目につき予習量が大量になったりしないように「教学教授会」において学習総量規制を行っており、時間割編成についても1日2コマとなるよう工夫をしたり、授業終了後の質問時間を確保するために授業を連続させないなどの工夫をしていることも長所としてあげられる。また、学生が計画的に全科目満遍なく学習することができるようにするため、たとえばレポート(起案)につきレポート実施期間を設け(各科目1回)、過重負担にならないように1週2～3科目に分散させて実施することを教授会全体で確認していることは長所としてあげられる。

教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、自由な質問の機会の確保は効果的学習にとって不可欠と思われるが、オフィスアワーの利用だけでなく、授業終了後や空き時間を利用して活発な質問が行われ、教員も可能な限り質問に応じることとしている。また、何らかの事情で直接質問をすることができないこともあることを考慮して、質問用紙を活用している授業科目もある。総じて、学生の質問の機会は充実して確保されていることも長所としてあげられる。

少人数教育の実施状況および**各法律基本科目における学生数の適切な設定**については、開設直後は、学年定員60名のため、効果的な少人数クラス編成が可能であった。しかし、学年進行とともに、3年標準型(法学未修者)と2年短縮型(法学既修者)の入学比率いかによって各学年の在籍人数が定員の60名を超える場合が出てきた。そのため、学年と法律基本科目中の授業科目によっては、受講者数が適正学生数として設定した60名を超える事態が発生することとなった。このような事態については、2008年度において改善が必要である。例えば「行政法」について、2007年度の受講者数は93名であった。

また、同様のことは、定員60名を3クラスに編成し1クラス20名を適正学生数として運営してきた授業科目についてもみられ、例えば1学年の在籍生が80名の場合には、3クラスで編成すると1クラス26名強を適正学生数として運営されることとなる。そこで、1クラスの人数が本法科大学院において適正学生数とされた20名を超える場合、複数教員が担当するクラスをさらに分割したり、クラス共通授業と分割クラス別授業を適宜実施したりするなどして、研究者教員と実務家教員のペアによる学習指導体制のメリットと少人数教育のメリットを同時に確保しようとするなどの工夫を行っている。ただし、担当教員が単独の科目についてはこのような工夫ができていない。

成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、11段階評価の実施について、当初、受講者が少人数のクラスについてどのようにするのが問題となったことがあるが、11段階評価を基本に適宜対応することとした。

成績評価をレポート(起案)・授業参加態度・定期試験を3対1対6の割合で総合して行

っていることについて、レポート（起案）の占める割合が大きすぎるのではないかということが教授会で問題となった。これに対して、演習系科目（民事実務の基礎、刑事実務の基礎、公法総合、民事法総合、刑事法総合を含む。）については、レポート（起案）と授業参加態度を合計した4割の比率は従来通りとした上で4割の内訳については各担当者に委ねることとした（その割合等を変更する場合は、その都度授業科目ごとに学生に対して説明することとした）。しかし、レポート（起案）の取り扱い・位置づけについては、今後も検討し続けることとしている。

その他について、成績評価、単位認定および課程修了認定は、明示された基準および方法に基づいて客観的かつ厳格に実施されており、現在のところ、特段の問題は生じていない。

FD活動の有効性については、FD活動は、マンネリ化しがちであるという問題点もあるように思われ、今後とも、さまざまな機会をとらえて常に自己点検・評価（FD活動を含む）の作業を自覚的に実行して行くことが必要である。

そこで、2007年度には、FD活動について、あらためて法科大学院長から4月第1回教授会で問題提起を行い、議論を通じて教員間の意思統一を図った。それを受けて、4月の第2回教授会において、専任教員が模擬授業を行い、それを基に教育内容・方法についての検討会を行った（これらについては、2006年5月1日履行状況調査時の「留意事項」に関連して、既に述べたところである）。また、同一科目を複数教員で担当する場合に、各授業の内容・授業方法に齟齬が生じないように、事前・事後の調整を今まで以上に緊密に行うこととした。さらに、新任教員6名を迎えるにあたって、法科大学院長および教務委員により、本法科大学院の教育理念や教育方法の特徴などについて2度にわたりガイダンスの機会をもった。

理念・目的ならびに教育目標の達成のため、教育内容および方法について、特色ある取り組みを行っているかについては、2007年度から、法律基本科目中演習科目および法律実務基礎科目のクラス編成をGPAを基準に行うこととしたが、その場合、クラスごとの教材の統一や授業の進行等の調整を図ることが必要となる。これについて、一つの演習科目を複数の教員で担当する場合、教材開発、教材研究、授業の進行、試験の実施等につきスタッフ会議を綿密に行い、担当教員間での共通理解を図ることとした。これは、教育目標達成のための教育方法に関する特色ある取り組みとしてあげることができる。

また、本法科大学院におけるビジネス・ロー科目の重視という基本理念をカリキュラム上具体化するために設置された「知的財産法」、「経済法」、「労働法」、「倒産法」の4分野について講義科目に加え「演習科目」を設置したパッケージ学習方式をとっていることも特色ある取り組みの例としてあげることができる。

[将来への取り組み・まとめ]

入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、これまでは直接の該当者がなか

ったが、今後、他の法科大学院修了者が再度入学を志願してくることも考えられる。その場合に備えて、単位の認定方法の基準について検討する必要がある。

少人数教育の実施状況および**各法律基本科目における学生数の適切な設定**については、基本科目中 2007 年度の行政法について、在 student 数と新入生数とのバランスの関係上、受講生数が 93 名となった。2008 年度も適正学生数として設定した 60 名を大幅に超過することがあらかじめ予想されることから、2 クラス開講することによって少人数教育を確保する予定である。

FD 活動の有効性については、既存の制度が、必ずしも具体的な授業改善に結びついていない点があることも否定できない。授業アンケートの内容などを見ても明らかなように、個別の授業における授業方法や授業内容について改善の要望が伝えられるものもあり、これらを改善するためには、例えばアンケートへコメントを付すことを通じての点検の他にも工夫が必要かもしれない。

3 教員組織

〔現状の説明〕

専任教員数に関する法令上の基準の遵守、**1 専攻に限った専任教員としての取り扱い**、**法令上必要とされる専任教員数における教授の数**については、下表のとおり、専任教員 17 名（うち実務家教員 3 名）、みなし専任教員 7 名の 24 名体制で教育を行っている。1 学年の学生定員が 60 人である本法科大学院においては、設置基準上求められている必要専任教員数は 12 名であるため、要件を満たしている。なお、この他にも 9 名の兼任教員と最高裁判所からの派遣裁判官、法務省からの派遣検察官それぞれ 1 名の計 11 名の兼任教員が学生の教育に携わっている。専任教員は、いずれも本法科大学院のみに所属し、他専攻と兼務しているものはない。また、専任教員全員が教授である。

（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 5）

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専任教員は、「専任教員の教育・研究業績」で確認できるように、「専門職大学院設置基準」第 5 条の要件を満たしている。なお、本法科大学院においては、授業のあり方が学生の能力を育成する上で大きな影響を持つことを深く認識し、担当する専門分野において高度の教育上の指導能力を有し、かつ優れた研究上の業績および実務経験を持つ教員の配置を行っている。そのため、教員採用にあたっては、研究上の業績のみならず、教育能力についても原則として教育歴 5 年以上を求めているほか、可能であれば前任校での授業評価を取り寄せるなどして、点検評価することとしている。

本法科大学院では、理論と実務の架橋を図るため研究者教員の弁護士登録を推奨している。現在、研究者教員 14 名のうち 6 名が弁護士登録をし、実務で得た経験を法科大学院の授業で活かすべく取り組んでいる。

また、本法科大学院には、法学研究と実務の現場の架け橋となる専門機関として企業法務研究所が設置されており、法科大学院教員のうち 9 名が兼任研究員として研究に参加している。この研究所では、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス、知的財産法などの先端的な企業法務を研究しており、企業の法務担当者や弁護士、弁理士等の実務家、官公庁等の職員の方々に客員研究員として加わっていただき、その研究成果を法科大学院の学習用教材として活用する等の取り組みを実施している（2007 年 8 月には「企業法務論」の授業において教材として活用された）。

（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 5、表 10（別冊））

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数は、本法科大学院において必要とされる専任教員数は 12 名であり、そのうちの 2 割すなわち、3 名以上が 5 年以上の実務経験を有する実務家でなければならないところ、本法科大学院の実務家教員は、専任・みなし専任合わせて 10 名であり、いずれも法曹として 10 年以上の実務経験を持つとともに、高度の実務能力を有しており、法令上必要とされる要件を満たしている。

（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 5）

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、下表にあるように、法律基本科目について、憲法1名、行政法1名、民法5名（うち実務家1名）、商法3名（うちみなし専任1名）、民事訴訟法4名（うち実務家1名、みなし専任2名）、刑法1名、刑事訴訟法2名（うちみなし専任1名）の専任教員が配置されており、適切である。

（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表6）

法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置については、法律基本科目について、上述のように、すべての科目を専任教員が担当している。基礎法学・隣接科目について、専任教員の配置はないが、兼任教員および兼任教員が主として担当しており、教育内容や教育方法について、必要に応じて「自己点検・評価委員会」との意思疎通が図られている。

また、展開・先端科目について、専任教員3名、実務家教員1名、みなし専任3名が適切に配置されており、パッケージ科目を中心に、重層的・段階的な熟成教育を実施するための工夫がなされている。パッケージ科目以外の科目についても、専任教員または兼任教員・兼任教員が担当するものであるため、本法科大学院の定めた教育目標を踏まえたうえで教育がなされている。

2007年度科目配置

	研究者	実務家	みなし専任	兼担	兼任	その他	計
憲法	1						1
行政法	1						1
民法	4	1					5
商法	2		1				3
民事訴訟法	1	1	2				4
刑法	1						1
刑事訴訟法	1		1				2
法律実務基礎科目					1	2	3
基礎法学・隣接科目				3	3		6
展開・先端科目	3	1	3	3	5		15
計	14	3	7	6	9	2	41

（表中、「その他」には、派遣裁判官教員、派遣検察官教員各1名が含まれる。「研究者」・「実務家」は、いずれも専任教員である。）

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』75頁）

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、研究者の専任教員は配置されていない。しかし、法律実務基礎科目中、「民事実務の基礎」はみなし専任教員2名、専任

の実務家教員1名、派遣裁判官教員1名が担当し、「刑事実務の基礎」は専任教員1名、みなし専任教員1名、兼任教員1名と派遣検察官教員1名が担当し、「法曹倫理」はみなし専任教員3名、派遣検察官教員1名が担当し、実務と理論を架橋し、法実務家としての基本的な実務能力の養成を目指した構成となっている。

専任教員の年齢構成については、70歳代が3名、60歳代が6名、50歳代が7名、40歳代が8名配置され、中堅層からベテランまで幅広い構成となっており、教育研究の水準の維持向上、活性化を図るのに支障をきたすような著しく偏ったものとはなっていない。なお、70歳代の教員3名の内訳は、特命教授1名、みなし専任教授2名である。「特命教授」とは、本法科大学院の設置申請にあたり法科大学院専任教授候補者として申請することを承諾した者のうち、当該設置の年度までに甲南大学専任の教授の定年の年齢に達する者のことをいう。任期は3年であり、満72歳に達する日の属する学年度末まで、1年ごとに更新することができる。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表8)

教員の男女構成比率の配慮については、兼任教員を含めた41名のうち5名が女性で、その割合は全教員の12%であり、構成比率についてはとくに問題はないと考える。

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、各分野の専任教員からなる「人事政策委員会」で検討し、適切な配置が行えるよう計画的に進めている。

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程、**教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用**については、「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」および「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」が定められており、それに則って厳正な運用がなされている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」、「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」)

専任教員の授業担当時間の適切性については、法科大学院の授業準備および各教員の研究時間を十分確保できるような配慮がなされている。本学では、専門職大学院の教授の授業負担は6時間(12単位)であり、学部教授の授業負担の最低8時間(16単位)(甲南大学専任教員授業担当時間数等に関する規程第3条)よりも、軽く設定されているが、これは1時間あたりの授業負担が、専門職大学院の方が学部よりも遥かに重いことに配慮したものである。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院専任教員授業担当時間数等に関する規程」第2条「法科大学院基礎データ」表9)。

教員の研究活動に必要な機会の保障については、既存の在外研究・国内研究に関する定めが、法科大学院教員へも適用可能なよう現在学内手続を行っており、2008年度以降には適用される予定である。また、授業負担が過重となり、研究時間が失われないよう、既に述べたように授業負担の軽減措置が取られている。

専任教員への個人研究費の適切な配分として、研究活動をサポートするため、教員研究

費、出張旅費、図書費が支給されている。支給額は、下記のとおりである（使用実績に基づく個人研究費等については表 12 参照）。図書費は専任教員一人当たり 788,800 円が支給されており、教員が共通で使用する図書・雑誌の購入費を除いて、毎年 25 万～35 万円前後の図書費が個人で使用可能になっており、研究に必要な書籍等の購入に充てることができるよう配慮がなされている。

【予算】

教員研究費（個人研究費）	出張旅費
300,000 円	148,000 円

（根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 12）

教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、法科大学院事務室を設置し、3名の専任職員と2名の派遣職員が配置されている。うち、1名は教材作成にかかる専従スタッフで、資料の収集や配付教材の印刷等を担当しており、教員の教育にかかる負担を軽減できるような措置がとられている。

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備のうち、活性度を評価する方法は、現在のところ整備されているとは言えない。しかし、現在、専任教員の研究活動については、本学のフロンティア研究推進機構が調査を行い、それぞれの活動状況を把握し、「研究者総覧」として冊子の発行やホームページ上での公開を行っている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員数に関する法令上の基準の遵守、**1専攻に限った専任教員としての取り扱い**、**法令上必要とされる専任教員数における教授の数**については、専任教員数は法令上の必要数を充足しており、研究者教員と実務家教員のバランスも取れている。また、専任教員はいずれも本法科大学院のみに所属しており、全員が教授であり、法令上の基準を遵守している。

専任教員の年齢構成については、年齢構成は、現時点では偏りのない状況ではあるが、敢えていうならば、年齢構成のバランスの点からは、30歳代の若手教員を確保することが望ましいと考えられる。

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備および専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、「2 教育の方法」で述べたとおり、毎月開催される「教学教授会」において教育内容・教育方法に関する検討を行っているが、「教学教授会」については、専任教員に加えて実務家教員およびみなし専任教員も構成メンバーとなっており、全体として、教育内容・教育方法についての意思疎通を図りつつ指導能力の向上に努めていることは長所としてあげられる。

本学だけの問題ではないが、高度な指導力を具備した教員の補充については将来的に問題が生ずる可能性がある。当面は定年を迎える教員等の補充人事が課題である。

専任教員の授業担当時間の適切性、**教員の研究活動に必要な機会の保障**については、ほ

ばすべての専任教員が、他大学において非常勤形態で授業を引き受けることを控え、本法科大学院の教育活動にのみ専念している。授業負担の軽減措置がとられているために、すべての教員は十分な準備を基礎に授業を行うとともに、既に述べたようにオフィスアワーの時間外であっても、学生の質問等に納得のいくまで応じていることは長所である。

また、授業負担の軽減措置が取られていることなどから、本学教員の研究活動は比較的活発である。少なからぬ大学で法科大学院設置後の研究活動が大きく落ち込んでいることに比べれば、この点は長所として特筆できるであろう。

(根拠・参照資料:「他大学における担当科目の負担状況」、「法科大学院基礎データ」表10)

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、学内で行われる教員の研究活動の調査は、フロンティア研究推進機構で定期的実施しているが、申告していないケースもあり、改善の余地がある。また、教育活動の評価についても、学生による授業アンケート以外に評価指標が存在しないのが実情である。

[将来への取り組み・まとめ]

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、企業法務研究所との共同研究については今後も継続し、その成果を法科大学院の教育に還元できるよう取り組んでいく。

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、今後の人事において若手教員の採用を一つの方針として教授会で確認しており、2008年度には公法系分野で1名の30歳代の若手教員を採用予定である。

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、全学的には教員業績データベースの導入・整備を行うなどの体制を整えつつ、今後、他の法科大学院の例なども参考に授業アンケート以外の評価指標を検討し、科目ごとの学生の達成度を定期的に評価することも考えられる。

4 学生の受け入れ

[現状の説明]

学生の受け入れ方針、選抜方法、手続の適切な設定およびその公表については、以下のとおりである。

学生の受け入れ方針について、入学試験要項において、学生の受け入れ方針につき次のように記載している（2008 年度甲南大学大学院法学研究科（法科大学院）入学試験要項 1 頁）。

「法科大学院は法曹養成に特化した教育を行うことを目的とするが、これからの法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的素養に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力などの資質が求められている。また、本法科大学院は、特に、ビジネス・ローヤーとソーシャル・ケア・ローヤーの養成を目指しており、その潜在力を持った学生を求める。・・・また、本法科大学院は、一定の社会経験を持った者や、非法律系学部出身者に広く門戸を開放し、それら学生の比率を高めるよう努める。多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れることによって、多様な学生の経験が教育現場に反映されるとともに、学生の学習意欲が相互に刺激され、より高い学習効果が上がるものと期待している」。

以上のように、学生の受け入れ方針として、ローヤーとして求められる資質、ビジネス・ローヤーとソーシャル・ケア・ローヤーとしての潜在力を持った学生を求めることを明確にするとともに、開放性、多様性について、十分に配慮している。

また、公平性の確保について、本学出身者の優遇措置や指定校推薦枠などの措置を一切講じておらず、志願者をすべて公平に扱っている。

こうした学生の受け入れ方針については、入学試験要項のほか、本法科大学院ホームページやパンフレットにおいて公表している。学内外での入試説明会においても、その概要について周知を図っている。このことは、以下で述べる入学者選抜方法および選抜手続についても同様である。

選抜方法および選抜手続について、入学定員、募集人員、出願資格、出願期間、出願書類、入学受験料、出願方法、受験票の送付予定、受験上の注意、試験日、試験科目・試験時間、試験場、選考方法、合格発表の日程と方法、追加合格制度、入学手続期間、納付金、学費減免制度などが入学試験要項において明示されている。

募集人員について、法学未修者コース 45 名（前期募集 40 名・後期募集 5 名）、法学既修者コース 15 名（前期募集 10 名・後期募集 5 名）であることを募集要項で明示している。2007 年度以降は、両コースの併願も認めている。

法学未修者コースの選抜方法は、小論文（試験時間 90 分間）の試験結果と提出書類（適性試験成績証明書）を貼付した入学志願票・大学卒業（見込）証明書・大学成績証明書などにより総合的に選考する。小論文の試験結果により、出願者の「法曹としての基礎的な能

力である論理的思考力・文章表現力」を審査し、提出書類により、出願者が「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力などの」資質や潜在力を備えているかを判断する。

法学既修者コースの選抜方法は、専門論文試験（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目。試験時間各1時間）の試験結果と提出書類により総合的に選考する。専門論文試験の試験結果では、受験者が法律学の基本的な知識・能力を有しているかどうか審査される。

（根拠・参照資料：本法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット『KONAN LAW SCHOOL』、「2008年度甲南大学大学院法学研究会（法科大学院）入学試験要項」）

学生の適確かつ客観的な受け入れについては、以下のようにして、既に述べた受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適格かつ客観的な評価によって受け入れるべく努めている。

法学未修者コースの選抜について、小論文の試験結果と提出書類により総合的に選考するが、小論文の出題・採点は、次のように実施している。①6名の委員からなる小論文担当者会議において、担当者各人より提出された複数の問題案から1つを選択し、会議における詳細な検討を経たうえで、問題として確定する、②担当者会議において、事前に出題趣旨・採点基準を明確にする、③試験終了後、小論文担当者会議において、複数枚のサンプル答案を検討したうえで、採点基準について微調整を行う、④各答案を2名の専任教員が採点し、各答案の点数を確定する。このような小論文の出題・採点の実施により、上記の論理的思考力・文章表現力を備えているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。提出書類では、適性試験の得点、外国語の能力、学歴、職歴、社会活動歴、国家資格を重視しており、上記の基本的資質や潜在力を備えているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。

法学既修者コースの選抜について、専門論文試験の試験結果と提出書類により総合的に選考するが、専門論文試験の出題・採点は、次のように実施している。①各科目2名の委員からなる出題・採点担当者会議において、複数の問題案から1つを選択し、会議における詳細な検討を経たうえで、問題として確定する、②担当者会議において、事前に出題趣旨・採点基準を明確にする、③試験終了後、小論文担当者会議において、複数枚のサンプル答案を検討したうえで、採点基準について微調整を行う、④各答案を2名の専任教員が採点し、各答案の点数を確定する。このような出題・採点の実施により、受験者が法律学の基本的な知識・能力を有しているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。提出書類では、適性試験の得点、旧司法試験2次試験の結果、外国語の能力、学歴、職歴、社会活動歴、国家資格を重視しており、上記の基本的資質や潜在力を備えているかについて、適確かつ客観的な評価をするよう努めている。

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、入学試験要項において、入学定員、募集人員、出願資格、出願期間、出願書類、入学受験料、出願方法、受験票の送付予定、受験上の注意、試験日、試験科目・試験時間、試験場、選考方法、合格発表の日程と方法、追加合格制度、入学手続期間、納付金、学費減免制度などが明示され、また入試の概要については、本法科大学院ホームページやパンフレット、入試説明会においても公表されている。志願者は、事前に本法科大学院の正確な入試情報について知ることができる。

また、本法科大学院で実施される入試はすべて、入学試験要項において明示された出願資格を有する志願者について、等しく公平に開かれており、一部の者のみが受験できる入試形態は一切存在しない。

(根拠・参照資料：本法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット『KONAN LAW SCHOOL』、「2008 年度甲南大学大学院法学研究科（法科大学院）入学試験要項」)

入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施については、全学の入試実施委員長の下で、本法科大学院教員が実施にあたっている。法科大学院長、法科大学院長代理、入試委員 2 名からなる「入試委員会」が重要な役割を果たす。試験日や試験科目など入試要項の記載事項や合否判定などの重要事項について、「入試委員会」が事前に慎重な議論をしたうえで、原案を教授会に提案し、教授会で審議し、全学組織である「専門職大学院委員会」が最終的な決定機関となる。入試業務の実施に当たっては、全学の入試事務室および法科大学院事務室の職員が、準備事務および当日の会場設営などを行う。

こうした実施体制は、年度を通じて恒常的に置かれており、本法科大学院の設立当初から今日まで安定的に機能しているといえる。

(根拠・参照資料：「甲南大学専門職大学院規則」)

各々の選抜方法の適切な位置づけと関係については、本法科大学院では前期募集と後期募集の 2 回の入試を実施している。法学既修者・未修者の入試に関しては、既に述べたところである。前期募集と後期募集は、募集人員を異にするだけで、2007 年度以降内容的には全く同じ入試である。

(根拠・参照資料：「2008 年度甲南大学大学院法学研究科（法科大学院）入学試験要項」)

公平な入学者選抜については、本学出身者の優遇措置や特に指定する団体からの推薦などの措置を一切講じておらず、志願者をすべて公平に扱っている。例えば本学出身者の入学者に占める人数および割合は、2004 年度で 63 名中 3 名、2005 年度で 63 名中 3 名、2006 年度で 76 名中 7 名、2007 年度で 71 名中 2 名であり、平均で 5%程度である。

(根拠・参照資料：本法科大学院ホームページ「入試」：<http://lawschool-konan.jp/>)

複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表については、2008 年度入試から、大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」の成績に加えて、日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」の成績も提出することを認めることとした。

この点について、まず本法科大学院のホームページ上で、2007年4月23日に、日弁連法務研究財団実施の法科大学院統一適性試験の成績も提出可能であるとの情報を事前に提供した上で、2008年度入学試験要項で、次のように記載し、受験生に対して、その内容・方法を公表している。

「入学志願票には、表面と裏面があります。『平成19年度法科大学院適性試験』成績カードは表面に、『2007年度法科大学院統一適性試験』成績証明書は裏面に貼付してください。両方の試験を受験した者は、『平成19年度法科大学院適性試験成績カード』と『2007年度法科大学院統一適性試験成績証明書』の両方を貼付してください。」「『平成19年度法科大学院適性試験』と『2007年度法科大学院統一適性試験』の成績の比較に際しては、財団法人日弁連法務研究財団が作成した得点对応表を用いる予定です。二つの試験の成績を提出した場合は、高い方の得点を使用します。」

(根拠・参照資料：「2008年度甲南大学大学院法学研究科(法科大学院)入学試験要項」、本法科大学院ホームページ「入試」：<http://lawschool-konan.jp/>)

法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については、既に「2-(2)教育の方法)において「在学期間の短縮の適切性」について述べたように、本法科大学院では、法学既修者の認定は、入試における法学既修者コースの合格判定によってなされる。法学既修者コースの選抜方法等は既に述べた通りであり、公正かつ厳格になされている。

法学既修者の認定基準については、本法科大学院の入学試験要項、ホームページ、パンフレット、入試説明会で事前に公表している。

(根拠・参照資料：「2008年度甲南大学大学院法学研究科(法科大学院)入学試験要項」、甲南大学法科大学院ホームページ「入試」：<http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット『KONAN LAW SCHOOL』)

法学既修者の課程修了の要件の適切な設定については、既に「2-(2)教育の方法)において「在学期間の短縮の適切性」について述べたように、「甲南大学法科大学院規則」第38条は、「法学既修者においては、第23条に規定する在学期間[3年以上]については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学したものとみなし、同条に規定する単位[94単位以上]については30単位を超えない範囲で法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。」(第38条2項)というように、法令上の基準に基づいて適切に規定している。これを受けて、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス2007年度版』(42頁)では、「法学既修者については、個別面談の上、『24単位以上、30単位以下』の範囲内で法律基本科目の講義科目の履修が免除されます。」と記載している。「24単位以上、30単位以下」という基準は、法令の範囲内で入学後の学習の便宜を考慮したものである。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」第38条、「法学既修者の単位認定面接に関する取り扱い要領」、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス2007年度版』)

学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については、本法科大学院内部では、既に述べたように、法科大学院長・院長代理・入試委員

(2名)の計4名が「入試委員会」を組織しており、全学の入試事務室、法科大学院事務室の助力も得て、学生の受け入れのあり方については恒常的に検討する体制を確立している。

多様な知識または経験を有する者を入学させるための配慮については、多様な知識または経験を有する者を入学させるために、入学志願票に職歴・社会活動歴・国家資格・外国語能力についても記載させ、その裏付けとなる資料を添付させた上で、それを入学者選抜における評価の対象としている。現実には非法学部系出身者の占める比率は、低いとはいえない状態が続いている。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表14)

法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表については、本学では、「大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満5年を経過している者」を「実務等の経験を有する者」と定義付けているところ、当初、入学者選抜において、「実務等の経験を有する者」と「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」について、合格ラインを「法学を履修する課程を履修した者」と比べて引き下げることも検討したが、過去4年の入試においては、かかる措置を取らなくても、「実務等の経験を有する者」と「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」が3割以上になったことから、結局、これまでのところ特段の措置は講じていない。

入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、本学では、「身体の機能に障害のある者等の受験に関する申合せ」が制定されており、適正な配慮がなされる体制が整えられている。

(根拠・参照資料：「身体の機能に障害のある者等の受験に関する申合せ」)

入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理については、年度により、入学者数がやや多めの年があるものの、おおむね適正に管理されている。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表4、表13-15)

学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、年に2度の入試を実施しているほか、3次に亘る追加合格制度を設けることにより、正規合格者を出しすぎないような仕組み、入学手続者が少なかった場合に定員に対する不足が生じないための体制が取られている(その成果については、表13を参照)。その結果、現在のところ、在籍学生に大幅な超過や不足は生じておらず、適正な管理がなされている。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表13、表15)

休学者・退学者の状況把握および適切な指導等については、通常は担当教員との面談を経て休学届け、退学届けが提出されるという形で確保されている。また、1学年の定員が60名の小規模校であることから学生と教職員との接触の機会が日常的に確保されており学生の状況把握に役立っている。さらに、3分の2以上の講義への出席が定期試験の受験資格であるため、講義では出席が取られていることもあり、欠席の多い者に対してもその段階で適宜適切な指導等がなされている。

(根拠・参照資料：「法科大学院基礎データ」表 15)

法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、毎年、多くの説明会を実施している。今年度（2008 年度）の入試については、すでに、5 月 19 日（大阪）、27 日（本学）、6 月 17 日（本学）、27 日（神戸）、29 日（京都）、30 日（大阪）、7 月 1 日（大阪）、10 日（大阪）、14 日（大阪）、22 日（本学）、27 日（大阪）と 11 回の説明会を実施したほか、10 月以降も 9 回の説明会を実施する予定である。その成果もあってか、大学入試センターが実施する法科大学院適性試験の受験者は約 14 パーセント減少したにもかかわらず、本学の前期試験の出願者は昨年度の 354 名から若干であるが 377 名へと増加している（出願者の数はいずれも併願者をダブルカウントしている）。

(根拠・参照資料：「法科大学院説明会開催状況」)

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の受け入れ方針、選抜方法、手続の適切な設定およびその公表については、上述のとおり各種媒体を通じて適切に公表され、受験生の間でのみならず社会一般においても周知されているとよい。

公平な入学者選抜については、本学出身者の入学者に占める割合は、前述したとおり、平均で 5%程度にすぎず、公平な入学者選抜という観点からみて、非常に優れていると考えている。この点は、本学出身者が各年度の合格者に占める割合でも、確認できる。2004 年度で合格者 97 名中 4 名、2005 年度で合格者 101 名中 3 名、2006 年度合格者 101 名中 10 名、2007 年度 155 名中 7 名であり、平均で 5%程度にとどまる。

学生の適確かつ客観的な受け入れについては、法学既修者コースと法学未修者コースの募集人員の振り分けに若干の問題が認められる。前期募集と後期募集を合わせて、法学既修者コースと法学未修者コースの募集人員は、既修者 15 名、未修者 45 名であるが、2007 年度の入学者は、既修者 30 名、未修者 41 名である。この点について、入試要項には、「選考の結果によっては、各募集の既修者コース・未修者コースの割合が変動することもあります。」と記載されており、ある程度の変動は予定されているといえるが、2007 年度については、変動の幅がかなり大きくなったといえる。

入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理については、2006 年入学未修者と 2007 年入学既修者の数が比較的多くなったために、同一学年で講義を受講する人数が膨らみ、前述のように少人数教育の実施に影響が出ていることは問題である。

[将来への取り組み・まとめ]

入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理については、当初、入試時期等が年度により一定していなかった関係で、入試合格者の歩留まり率を読み切れなかった側面があり、結果的に年度によって入学者数に若干のブレが生じた。今後

は、本法科大学院のみならず近隣他大学の入試も、従来よりも安定することが予想されるため、本法科大学院において合格者のうち実際に入学する学生を予測することが比較的行い易くなれば、入学者数の管理および収容学生定員の管理も、安定的に行いうるものと考えられる。

5 学生生活への支援

[現状の説明]

学生の心身の健康の保持・増進のための相談・支援体制の整備については、毎年4月に定期健康診断が行われるほか、キャンパス内に、心身の健康に関する相談・支援の機関として、医務室およびカウンセリングセンター内に学生相談室が設置されている。医務室では、ケガ等の応急処置および医療機関の紹介に加えて、医師による健康相談も行っている。また、学生相談室では、毎日、専門のカウンセラー（臨床心理士）が相談業務にあたっている（本法科大学院学生による利用実績もあり、効果を上げている）ほか、隔週で精神科の医師も勤務しており、学生は希望に応じて医師の相談も受けることができる。

4月の新入生ガイダンスでは、学生相談室に関するリーフレット（『学生相談室利用案内』）を配布するとともに、専門のカウンセラーによる説明の機会を設けている。実際に、下表のように法科大学院学生の学生相談室の相談件数は、毎年80件前後あり、頻繁に利用されている。

学生相談件数一覧（2007年度は、10月1日現在の件数）

年度	相談人数	延べ件数
2004	10	36
2005	9	84
2006	10	72
2007	14	75

このほか、全学的な制度として、指導主任制度があり、指導主任である専任教員が、指導学生からの学習上のみならず学生生活上の相談にも応じている。

なお、本法科大学院は学生定員が少ないこともあって、指導主任であるか否かを問わず、専任教員（みなし専任教員を含む）および課外の自主ゼミの特別講師が、授業（自主ゼミ）の後やオフィスアワーに、個別に、学生生活上の相談に応じることも少なくない。

（根拠・参照資料：『甲南大学学生生活の手びき 2007年度版』20頁、22頁、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』31頁、『学生相談室利用案内』）

各種ハラスメントに関する規程および相談体制の整備、それらの学生への周知については、全学的な取り組みとして、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント）を理解し防止するためのガイドラインを定め、学内に相談窓口を設け、学外の相談窓口（大阪弁護士会〈セクシュアル・ハラスメント無料電話相談〉、神戸市『暮らしのダイヤル』〈女性のための相談室〉、兵庫労働局雇用均等室〈電話相談〉）とともに学生にその旨の案内をし、さらに「キャンパス・ハラスメント防止対応委員会」（以下、「防止対応委員会」という）を設置して、学内におけるすべてのハラスメントに対応する体制をとっている。防止対応委員会は、苦情相談に対する適切

な対応を行うだけでなく、講習会の開催およびリーフレット（『甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイド』）の作成・配付等の事前の予防・啓発活動、ならびに、各種ハラスメントの防止対応体制の制度設計等も行っている。

本法科大学院でも、上記リーフレットの配布等により、上記体制の学生への周知を図るとともに、教授会等を通じて、専任教員（みなし専任教員を含む）に対する啓発活動を行っている。

（根拠・参照資料：『甲南大学学生生活の手びき 2007 年度版』24 頁-26 頁、「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイド」）

奨学金その他学生への経済支援についての相談・支援体制の整備については、学生の負担を軽減し、少しでも学業を継続しやすい環境をつくるため、甲南学園の基金に基づく学費減免制度および貸与奨学金制度を設けている。

学費減免制度（2008 年度の場合）は、①法学既修者の場合、入学試験の成績に基づき、毎年の授業料等の全額または半額の減免を、②法学未修者の場合、1 年次の授業料等については、入学試験の成績に基づき、全額または 20%の減免を、2 年次以降の授業料については、一定の要件をみたした在籍者全員に対して、20%の減額をするものである。また、貸与奨学金制度（甲南大学法科大学院奨学金）は、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、年額 81 万円（在学中 243 万円を限度とする）を貸与するものである。

このほか、学外の貸与奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金があり、本法科大学院でも、2007 年度には、第 1 種（無利子）奨学金 14 名、第 2 種（有利子）奨学金 35 名の配分を受けている。

（根拠・参照資料：『甲南大学学生生活の手びき 2007 年度版』27 頁、28 頁、本法科大学院ホームページ「学費・奨学金」<http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院奨学金規程）

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、身体に障がいのある者に対しても受験の機会を確保するため、申し出があった場合には、入学試験に際して特別の配慮をし、必要に応じた措置をとることとなっており、入学試験要項（願書）にもその旨の記載がなされていることは既に「4 学生の受け入れ」において述べたところである。

また、身体に障がいのある学生に対しても、学習の機会を提供するため、設備面では、全学的な取り組みとして、建物施設に、身体障がい者用のスロープ・階段手すり・エレベーター・トイレを設置している。本法科大学院には、これまで、身体に障がいのある学生が在籍したことがないため、ソフト面で、特別の措置等をとった例はないが、今後、対象となる学生が入学してきた場合には、必要に応じた措置等をとる予定である。

（根拠・参照資料：『2008 年度甲南大学大学院法学研究科（法科大学院）入学試験要項』7 頁、「身体の機能に障害のある者等の受験に関する申合せ」）

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、全学的な組織として、キャリアセンターが設置されている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報・各種資格試

験の受験情報の提供、企業説明会・各種講座の開催、個別の就職相談等を行っており、これらを通じて学生の就職活動をバックアップしている。

また、本法科大学院では、授業科目（法律実務基礎科目）として、「企業法務論」および「弁護士実務」を開講しており、それらの受講者に対しては、企業の法務部および弁護士事務所等におけるエクスターンシップ研修ならびに企業法務関係者および法律実務家を講師とする講義等を通じて、これからの法律家像や法律家の活躍すべき領域等について学ぶ機会を提供している。

さらに、本学には、法学研究と実務の現場の架け橋となるべく設立された専門機関として企業法務研究所があり、同研究所の開催するセミナーや研究会（本法科大学院の学生にも参加が認められている）は、学生の進路選択に関わる情報の提供の場ともなっている。

加えて、本法科大学院の多数の実務家教員、みなし専任教員および課外の自主ゼミの特別講師が、日常的な学習指導を通じて、学生に対し、法律実務の現場についての有益な情報を提供していることも特筆すべきことである。

（根拠・参照資料：『甲南大学学生生活の手びき 2007年度版』32頁、『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』144頁－152頁、甲南大学企業法務研究所ホームページ「企業法務研究所概要」<http://lawschool-konan.jp/>）

学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、後に「6 施設・設備、図書館」においても述べるように、原則毎日開館されている法科大学院棟内に、教室、演習室、自習室、談話室、情報検索室のすべてを配置している。自習室（午前6時から午前0時まで開室）には、情報コンセントおよび電源を備えた自習机、個人用ロッカーが学生の数だけ設置され、すべての学生が落ち着いた環境で勉学に専念できるようになっている。また、自習室内にはローライブラリ（図書室）が、情報検索室（午前6時から午前0時まで開室）には、各種データ・ベースを利用できるパソコンおよび授業資料配付用ボックスが設置され、授業の予習や復習のために活用されている。さらに、教室や演習室については、授業時間外においても、事務室に使用届けを提出することによって、学生が自主ゼミや勉強会のために利用することが認められている。

（根拠・参照資料：『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2007年度版』34頁－35頁）

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の心身の健康の保持・増進のための相談・支援体制の整備については、本法科大学院と学生相談室との連携が効果を上げていること、指導主任制度や自主ゼミ制度が、本法科大学院の学生定員が少ないことともあいまって、学生生活の面でも、きめ細かな指導や相談を可能にしていること等を、長所としてあげることができる。

奨学金その他学生への経済支援についての相談・支援体制の整備については、これまでのところ、希望するすべての学生に対して、学内または学外の貸与奨学金制度による経済支援が与えられている。また、学費減免制度は、優秀な学生に対する学習の機会の確保と

勉強意欲の向上に役立っているものと思われる。

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、設備面での支援体制の整備は「現状の説明」のとおりある程度進んでいるものの、ソフト面での支援体制の整備は、今後の課題である。

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、多様な進路選択がありうる学部学生と異なり、法科大学院が専門職大学院であることに鑑みれば、司法試験に合格して法曹資格を取得することが、各学生にとって自らの進路を選択するための大前提である。その意味において、学生の進路選択の支援のために法科大学院のなすべきことは、十分な教育を施すことにより、司法試験に合格できるだけの実力を学生に付けるとともに、その後の法曹として活動していくための土台作りをすることが、何よりも重要である。ただし、今後司法試験の受験資格を失う卒業生が現れ、彼らの進路をどのように確保するかについては、他の多くの法科大学院と同様本法科大学院にとっても検討課題である。

また、司法試験合格後の進路についても、法曹人口が拡大する中で、就職先を自らの力で見つけ出すことのできない卒業生が出てくることも、予想されるが、本法科大学院としてどのような形で支援することができるかについても、今後の検討課題となっている。

学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、自習室等の施設の整備が進んでおり、学生が落ち着いて勉強できる環境を提供できているものと考えられる。

[将来への取組み・まとめ]

学生の心身の健康の保持・増進のための相談・支援体制の整備については、学生の意見も取り入れながら、今後さらに、学内外の機関との連携や、専任教員等によるきめ細かな指導を徹底していきたい。具体的な取組みとしては、学生相談室の相談件数が比較的多いことから、学生相談室の担当者から教授会で相談内容について、守秘義務を踏まえたうえで説明を受ける機会を設け、本法科大学院として、学生がどのような不安を抱えているのか等につき、教職員間で問題意識を共有するとともに、今後の対応についても検討することを予定している。

奨学金その他学生への経済支援についての相談・支援体制の整備については、法科大学院の学費自体が相当高額であるため、学生の負担をできる限り軽減するため、相談・支援体制の強化を図っていきたい。

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、全学的な取組みとして、新規に建設される施設について、設計段階からバリア・フリーを組み込んで整備していくこととしている。既存の施設についての不備に関しては、順次改善していく。

6 施設・設備、図書館

[現状の説明]

講義室、演習室、その他の施設・設備の整備については、法科大学院における教育および研究目的を達成するため、講義室、演習室などをそれに適した状況に維持すること、そして教員の研究を促進するために研究室などの適切な状況に整備することは、極めて重要な要請である。本法科大学院は、この点について、以下のような状況にある。

法科大学院専用の講義室は、法科大学院棟（12号館）に2室（12021講義室、12031講義室、収容人員総数126名）あり、その総面積は324.9㎡である。学生総数は200名であるから、在学生1名当たりの面積は1.62㎡となる。また、法科大学院専用の演習室は法科大学院棟に7室（12081、12082、12091、12092、12101、12102、12103：収容人員総数127名）あり、その総面積は346.7㎡である。学生総数は200名であるから、学生1名当たりの面積は1.73㎡である。

その他、臨床実務教育関連施設（模擬法廷）が2室（12011円卓法廷教室、12041法廷教室）あり、総面積は287.0㎡である。このうち一室は円卓法廷教室であるが、いずれも法科大学院専用であり、収容人員総数は99名である。

また、日刊紙などが配備された学生用の談話室が法科大学院棟の10階に設けてあり、学生は講義・演習あるいは自習の合間に議論ないし懇談の場として有効に活用している。

さらに、本学の周辺は住宅街であり、比較的治安のよい地域であるが、深夜まで開館している法科大学院棟における学生の安全確保は、学習環境の整備という点では最も重要な問題である。本法科大学院では、最善の方策を講じるために、防犯カメラを設置し、授業時間終了後から法科大学院棟閉館時までは警備員が定期的に巡回することになっている。

（根拠・参照資料「法科大学院基礎データ」表19）

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、司法試験の合格を目指すためには、個々の学生が講義・演習以外の時間帯を有効に利用し、広範囲にわたる法的知識を身につけるために、極めて重要な課題であると考えている。現時点における自習スペースについては、以下のような状況にある。すなわち、法科大学院棟内に学生の自習室は4室（12051、12061、12071、12083）あり、そのすべてが専用である。総面積は626.3㎡である。収容人員総数は220名であるが、現在の学生総数は200名であり、在籍学生1名当たり3.13㎡ということになる。また、法科大学院棟外にも、5号館の中に社会科学系の文献・資料をそろえた「サイバー・ライブラリ」があり、比較的多くの学生が、ここを利用している。

また、学生は、年末・年始の数日間および法科大学院棟内の各種設備の定期点検などの

理由により閉鎖せざるを得ない特定の日時を除き、午前 6 時から午前 0 時まで法科大学院棟の自習室を使用することができる。

学生はそれぞれ専用の机（1 台）とロッカー（1 個）を確保しており、講義前、講義間あるいは講義後に学習するための十分なスペースを本法科大学院は提供している。

（根拠・参照資料「法科大学院基礎データ」表 19、『LIBRARY GUIDE 2007』）

各専任教員に対する個別研究室の用意については、みなし専任教員を除く 17 名の専任教員には、それぞれ十分な広さの専用の個別研究室（平均 22.7 m²）が用意されている。そのほか、共同研究室が 2 室あり、その面積は 56.9 m²である。また、各研究室には、デスクのほか、書棚、PC など、研究および講義の準備などに必要な装備が整えられている。

（根拠・参照資料「法科大学院基礎データ」表 21）

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、教員・学生ともに、オンラインでの判例などに関するデータ・ベース（法科大学院教育研究支援システム[ロー・ライブラリ（TKC・法令情報検索）]）が 24 時間利用可能となっている。また、データ・ベースなどの利用に関して問題が生じたときは、法科大学院事務室の担当者が対処することになっている。さらに、より高度な技能を有する者による情報の提供が必要な場合などには、情報教育研究センターの担当者による援助を受けることができるようになっている。

なお、学生は各自が自分自身のパソコンを使って常にインターネットに接続できるが、より一層の便宜を図るために、法科大学院棟の 2 階と 3 階にある情報検索室には 12 台のパソコンが設置されている。

身体障がい者等のための施設・設備の整備については、演習室・自習室に関するかぎり、身体障がい者などが利用するうえで特別な問題はない。また、法科大学院棟には 2 基のエレベーターが設置されており、移動に支障はないほか、身体障がい者用のトイレも法科大学院棟 1 階に設置されている。

施設・設備の維持と社会的状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、学生から要望・提案があれば、積極的にそれを受け止めて施設・設備の改善に取り組む方向で検討が行われている。さらに、教員の自主的な提案に基づき、必要な機器の導入などについても積極的に取り組んでいる。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、学生は、ローライブラリ（蔵書数 5,539 冊 [すべて開架図書]、所蔵定期刊行物 26 種類 [すべて日本語]）、法学部資料室（所蔵定期刊行物 319 種類 [日本語 116 種類、外国語 203 種類]）、図書館（蔵書数 400,191 冊 [開架図書 92,454 冊]、所蔵定期刊行物 6,825 種類 [日

本語 3,235、外国語 3,590]、電子ジャーナル 5,171 種類)、社会科学系の文献・資料をそろえたサイバー・ライブラリ(蔵書数 24,515 冊 [すべて開架図書]、所蔵定期刊行物 68 種類 [日本語 67 種類、外国語 1 種類])を利用できるほか、法学系教員の研究室に配架されている図書(91,557 冊)および定期刊行物(日本語 62 種類、外国語 51 種類)、視聴覚資料(1015 点)も、図書館を通じて利用の請求を行うことにより利用することができる。

なお、図書館を経由して、以下のような法律情報データ・ベースを利用できるようになっている。すなわち、Lex/DB インターネット、Lexis Nexis Academic、Lexis.com、第 1 法規 D1-Law.com である。これらの中には、学外からも利用できるものがあり、非常に使い勝手がよくなっている。

(根拠・参照資料：[法科大学院基礎データ]表 20、『LIBRARY GUIDE 2007』)

図書館の開館時間の確保については、ローライブラリは、法科大学院棟の開館時間中(午前 6 時から午前 0 時まで)は自由に利用できる。図書館は、講義および試験期間中は、平日午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日午前 9 時から午後 6 時まで、それ以外の時期は、平日午前 9 時から午後 5 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 1 時まで開館している。また、サイバー・ライブラリは、月曜日から土曜日までは午前 9 時から午後 9 時まで、日曜と祝日は午前 9 時から午後 5 時まで利用できる。

(根拠・参照資料：『LIBRARY GUIDE 2007』)

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、図書館を通じて、他大学に所蔵されている図書・資料の相互利用制度が確立しており、文献の複写、図書借用、閲覧利用が可能となっている。

(根拠・参照資料：『LIBRARY GUIDE 2007』)

施設・設備の整備に関する特色ある取組みについては、以下のような状況になる。すなわち、学生が使用する専用の机には、すべて情報端末が整備されており、インターネットを通じて、常にデータ・ベースに接続できる環境を確保するなど、最新の情報を確保するための手段を提供することを重視している。また、学習上必要な学説および判例などに関する資料収集については、各学生にコピー・カード(一人当たり年間 45,000 円分)を交付し、経済的負担を軽減する措置を講じている。

[点検・評価(長所と問題点)]

講義室、演習室、その他の施設・設備については、前述のように適切に整備されており、現状では特に大きな問題は生じていない。現時点では、講義室に学生が入りきれないといった事態は生じておらず、講義室内の 3 人掛けの机に 2 人ずつ座っても、全員を収容でき

る状態を確保している。演習室についても、各クラス 20 名程度であれば、学生が圧迫感を感じるといった問題はない。その他、情報検索室などの設備と利用に関して学生から問題を指摘されたことはなく、現時点では特に問題はない。

ただし、今後の在学学生数の変動やクラス数の増加といった要因に機敏に対処し、最良の学習環境を維持できるように努める必要がある。また、急速なコンピュータ関連技術の発展に伴い、設備をできる限り最新のものに維持するための努力が必要である。

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、学生に専用の机を用意するなど十分なスペースを備えているとともに、十分な利用時間を確保しており、特に問題はない。

自習室では、常に静寂な環境を保つよう注意が払われており、各自が勉学に集中できる状況になっている。また、各自の机には情報コンセントが設置されており、常にデータベースを利用することができるなどの便宜がはかられている。

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、学生の勉学に必要な限度においては既に述べたように十分に充実したものとなっており、特に問題はない。ただし、将来、大きな技術革新が生じたときには、情報教育研究センターと連携して迅速に対応し、より利便性の高いシステムを維持できるように努める必要があろう。

身体障がい者等のための施設・設備の整備については、基本的な施設・設備は整っているものの、介助者なしでは車椅子での移動ができない教室があるなど身体障がい者に対する配慮が十分になされているとは言い難い面がある。また、大学のキャンパス自体が傾斜地にあるため、傾斜の急なスロープも残っているが、バリアフリーの実現については、学内の個々の施設においては配慮されており、全学的な取り組みも進められている。

施設・設備の維持と社会的状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、現状でも、ある程度対応できていると考えられる。しかし、最新の技術革新や社会情勢の変化は常に急であり、それに敏感に対処し、必要な措置を講じられるよう配慮する必要がある。この点については、そうした措置に必要な予算の確保も含めて、柔軟に対処する所存である。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、学生の日常の勉学には、ローライブラリに配架されている文献および雑誌類でほぼ十分である。また必要があれば図書館、サイバー・ライブラリなどの蔵書で補うことが可能であり、図書の整備は十分に良好であると評価できる。また、学生から購入の希望があれば、随時受け付け、担当教員が不都合ないし不相当とみなさない限り、購入の手続をしているほか、重要な新刊書については教員が常に目を配り、必ず購入するようにしている。

ただし、図書などについては、今後、ローライブラリを中心に継続的にその充実を図っていく予定である。新しく公刊される電子媒体（DVD化された雑誌類など）についても、必要に応じてより一層の充実を図って行く。

また、ローライブラリはスペースが狭いために、文献や資料をその場で閲読するだけのスペースがない。利用者は、自らの専用の机に持ち出して閲読する形になる。しかし、その点について、学生からの苦情の申立ては、まったくない。ただし、今後、必要な文献が増加してくれば、それらを所蔵するためのスペースが不足する可能性がでてくる。

図書館の開館時間の確保についていえば、ローライブラリに関するかぎり、法科大学院の自習室とともに自由に使用できる状態にあるので、問題はない。図書館の開館時間については、学生の中には、午前 6 時から法科大学院棟の自習室などを利用して勉強している者が多数いることを考えるならば、大学全体の勤務条件との関係から、直ちに実現可能というわけではないが、図書館とサイバーライブラリの利用時間がせめて午前 8 時以降可能になるよう、開館時間の拡大が望まれる。

[将来への取組み・まとめ]

施設・設備の維持と社会的状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、現在、法科大学院棟内には専用のローライブラリがあるが、将来的にはより充実するための方策を考える必要がある。利便性を考えれば、ローライブラリの充実をより一層はかる方向で検討すべきであるが、法科大学院棟には余分なスペースがないことを考えれば、むしろ、十分なスペースが確保されていることから、より勉学に集中できる環境にあるうえに、社会科学系の図書室に特化しているサイバー・ライブラリの利用を、現実的な選択肢として促すことも考えられる。また、それに備えて、サイバー・ライブラリの蔵書をより一層充実し、法科大学院で学ぶ間に最低限これだけは目を通すべきであると考えられる基本的な文献をすべてそろえるべく、継続的に努力している。

7 事務組織

〔現状の説明〕

事務組織の整備と適切な職員配置については、3名の専任職員と2名の派遣職員からなる事務室（法科大学院事務室）が法科大学院棟に隣接している9号館2階に設置されており、収容定員の規模に比して適切な人数構成の職員配置となっている。

事務組織と教学組織との有機的な連携については、事務室職員は、様々な面において教員の教育・研究活動をサポートしている。具体的には、法科大学院における講義や演習などで使用する教材作成の補助や学生の受講手続きの処理、学生の受講に関する学習ガイダンスの作成といった教務関係、各年度の学生募集に関する説明会の実施計画案作成やホームページの作成・更新といった広報関係、さらには研究成果の公表としての紀要（「甲南法務研究」）作成についても教員と緊密な連携・協力関係を維持しながら進めている。

事務組織の適切な企画・立案機能については、本法科大学院の将来構想にかかる企画・立案が含まれており、日常業務を単年度のサイクルとしてこなすのではなく、中期的、長期的な展望を職員とともに共有し、必要な政策作りとその実現に向け積極的に計画を推進している。法科大学院の予算編成および大学当局との折衝過程においても、法科大学院事務室の職員が積極的に関与し、意思決定の上でも法科大学院長を補佐している。

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについては、定期的を実施されている職員研修が挙げられる。職員研修は、職位・職階別に年1～2回実施され、大学職員として必要な知識の吸収と能力向上を図る機会が設けられている。また、学園が推奨する自己研修のための講座も多く用意されており、職員個人の判断によって適宜受講することができる。大学における管理運営ならびに教育・研究活動の支援体制をより強固かつ効率的なものとするために、大学全体での研修や学外研修への参加、事務室内での学習会および自己研修など様々な取り組みを実行し、知識の吸収と情報収集に努めている。

（根拠・参照資料：「甲南学園専任職員研修運営内規」）

〔点検・評価（長所と問題点）〕

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについては、本法科大学院事務室では、法科大学院における教務関係をはじめ、学生生活関係などさまざまな領域にわたる業務を担当している。また、本法科大学院は学生の状況を把握するのに適当な規模であるため、個々の学生と極めて密接な関係を維持しながら、学生に対する学習支援が可能となっている点は長所である。そのため、学生と日常的に接する機会が格段に多く、学生対応に関する能力を磨くことが不可欠であると認識し、「全国学生相談研修会」をはじめとする各種研修会への参加や、学内研修等を積極的に受講することとして、スキルアップに努めている。

〔将来への取組み・まとめ〕

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについては、今後、司法試験の合格を目的とする法科大学院生は、事前の予想よりも合格率が低いこともあり、受験に対するストレスや将来に対する漠然とした不安を抱き、精神的に不安定な状態に陥るものが多数であるような事態も考えられる。その結果、法科大学院事務室の職員は、より頻繁に学生のメンタルケアや進路選択に関する相談等様々な問題に直面しなければならなくなる可能性が高くなるだろう。そうした問題に迅速かつ効果的に対応できる体制を整えるために、法科大学院事務室としても、学生相談室、キャリアセンター等との連携をより一層密にする必要がある。2008年度には、学生相談室の担当者による教授会での説明の機会を設ける予定であるが、その際、事務職員も同席して問題意識を共有することを検討している。

8 管理運営

[現状の説明]

管理運営に関する規程等の整備については、以下のものが制定されている。

①「甲南大学大学院学則」（昭和 39 年 3 月 31 日認可）

本法科大学院は、専門職大学院として設置されたものであるが、この学則第 1 条 2 項は、「専門職大学院は、学術の理論と応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもので、別に規則を定める。」と規定している。

②「甲南大学運営機構に関する規程」（平成 2 年 3 月 30 日理事会制定）

この規程は、甲南大学の基本組織を定める規程であり、法科大学院を含む教員は理事長が学園名で任命すること（第 3 条）、法科大学院長（法学研究科長）は理事長が学園名で補すること（第 7 条の 3）等を定めている。

③「甲南大学専門職大学院規則」（平成 15 年 11 月 27 日認可）

この規則は、上記「①甲南大学大学院規則」第 1 条 2 項に基づいて制定されたものである。管理運営に関する事項として、この規則は、専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、専門職大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること（第 2 条）、専門職大学院に法学研究科法務専攻を置くこと及び研究科に関する規則は別に定めること（第 6 条）、専門職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専門職大学院委員会を置くこと（第 9 条）、専門職大学院委員会は、入学及び修了の認定、学位の授与、学生の賞罰、専門職大学院の共通事項等について審議すること（第 10 条）、専門職大学院に研究科教授会を置くこと及び研究科教授会に関する規程を別に定めること（第 11 条）等を規定している。

④「甲南大学法科大学院規則」（平成 15 年 11 月 27 日認可）

この規則は、上記「③甲南大学専門職大学院規則」第 6 条 2 項の規定に基づいて制定されたものである。管理運営に関する事項として、この規則は、法科大学院の管理運営に関する事項を審議するため、法科大学院教授会を置くこと及び教授会に関する規程を別に定めること（第 7 条）、法科大学院に法科大学院長（研究科長）を置くこと及び法科大学院長候補者の選出等に関する規程を別に定めること（第 8 条）等を規定している。

⑤「甲南大学法科大学院教授会規程」（平成 16 年 6 月 12 日大学会議制定）

この規程は、上記（4）の甲南大学法科大学院規則第 7 条に基づくものである。管理運営に関する事項として、この規程は、教授会の組織として、専任の教授（特命教授を含む）、准教授、講師及び助教で構成されること（第 2 条）、法科大学院長候補者の選出（第 3 条）、法科大学院長が教授会を招集し、議長となること（第 4 条）、教授会の議決事項（人事、教育、カリキュラム、研究等に関する事項（第 6 条）等を定めている。

⑥「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」（平成 15 年 6 月 12 日大学会議制定）

この規程は、甲南大学法科大学院規則第 8 条 2 項に基づくものであり、法科大学院長を選出するための選挙について必要な事項を定めるものである。

(根拠・参照資料：「甲南大学大学院学則」、「甲南大学運営機構に関する規程」、「甲南大学専門職大学院規則」、「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院教授会規程」、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」)

教学およびその他重要事項に関する専任教員の決定の尊重については、本法科大学院の設置形態はいわゆる独立大学院(学校教育法第 68 条)であるが、法科大学院の管理運営に関する事項を審議するために法科大学院教授会が設置されている(上記「④法科大学院規則」第 7 条 1 項)。法科大学院教授会は、専任の教授(特命教授を含む)、准教授、講師及び助教で構成され(上記「甲南大学法科大学院教授会規程」第 2 条)、法科大学院長候補者を選出し(同規程第 3 条 1 項)、法科大学院長が教授会を招集し、議長となる(同規程第 4 条 1 項)。法科大学院教授会の審議決定事項は、人事、教育、カリキュラム及び研究に関する事項、入学者選抜、修了認定、学籍、学生の賞罰、その他必要な事項等である(同規程第 6 条)。教授会の定足数及び議決については、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する(同規程第 5 条)。ただし、専任教員の人事に関する事項は、出席者の無記名投票により 3 分の 2 以上の多数で決する(同規程第 7 条 1 項)。

実際に、「人事政策委員会」、「カリキュラム検討委員会」、「自己点検・評価委員会」、「入試委員会」が組織され、教学事項をはじめとして重要事項について検討が行われ、それをふまえて行われる教授会の決定が尊重されることとなっている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院教授会規程」)

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、法科大学院に法科大学院長(研究科長)が置かれ、法科大学院長候補者の選出等に関する規程が別に定められている(上記の「④甲南大学法科大学院規則」第 8 条及びこれに基づく「⑥甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」)。法科大学院長の候補者は法科大学院所属の専任教授とし(上記「⑥甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」第 3 条)、選挙権者は教授会構成員とする(同規程第 4 条)。法科大学院長候補者の選出は選挙により行い(同規程第 5 条 1 項)、その方法は、単記無記名投票により、選挙者の 4 分の 3 以上が投票し、その過半数の票を得た者を法科大学院長候補者とするのを原則とする(同規程第 5 条 1 項、2 項)。法科大学院長(研究科長)の選考は、上記の「⑥甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」に従い、学長が行い、理事長に推薦し、理事長が学園名で「補」する(上記「②甲南大学運営機構に関する規程」第 7 条の 3)。

また、本法科大学院には院長代理が置かれている。院長代理は、法科大学院長が法科大学院教員のうちから候補者を教授会へ推薦し(甲南大学法科大学院教授会規程第 3 条 3 項)、教授会の承認を得て選出されるもので、法科大学院長がその職務を遂行できない場合に代行することができる(同規程第 3 条 4 項)。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院規則」、「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」、

「甲南大学運営機構に関する規程」、「甲南大学法科大学院教授会規程」)

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、主たるものとして、以下のものが挙げられる。

(1) 企業法務研究所

甲南大学法科大学院の連携組織として、2006年4月から甲南大学企業法務研究所が設置されている。この研究所の目的は、「先端的な企業法務の研究を行い、その成果を法科大学院の教育に還元するとともに、法学理論と実務の現場との架橋を行い、企業及び法曹のニーズに答える企業法務研究の拠点を構築することにある（「甲南大学企業法務研究所規程」第2条）。所長と主任研究員が置かれており、いずれも法科大学院の教員が就任している。初年（2006年）度の研究活動として、独占禁止法及び会社法関連のシンポジウムを2回、会社法、独占禁止法、個人情報保護法及び知的財産法関係のセミナー・研究会を10回開催している。企業法務研究所で得られるこれらの成果は、「実務家としての教育の質」を高めるために法科大学院の学習用教材として活用され、さらには、新司法試験合格後、司法修習に入るまでの期間にこの研究所で研修を行い、「ビジネス・ローヤーとしての品質保証」のためのサポートに供される。2007年度の「企業法務論」の講義は、主としてこれら企業法務研究所の客員研究員が担当した。

(2) 法学部・経済学部

甲南大学法学部の、法科大学院進学希望者を対象として開講されている演習科目を法科大学院長が法学部長と共に担当しており、毎年この演習を受講した学生の中から本法科大学院へ進学する者がいる。

本法科大学院と法学部との間では、毎年7月頃から9月頃にかけて、教務協議会を行い、次年度の教務内容について調整を図っている。具体的には、例年、法学部の専任教員が担当している科目として「国際公法」「刑事政策」「刑事法特論」「法と社会」「環境法」が、また、法科大学院の専任教員が法学部の授業科目を兼担しているものとしては、「民法」、「知的財産法」、「経済法」などがある。さらに、法科大学院の開講科目のうち、経済学部の専任教員が担当している科目に「ミクロ経済・ゲーム論」がある。

さらに、企業法務研究所の兼任研究員として甲南大学会計大学院の教員が、参加しており、共同して研究活動を行っている。

(根拠・参照資料：「甲南大学法科大学院企業法務研究所規程」)

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、本法科大学院の2007年度予算（人件費を除く。）として、163,786千円が計上されている。内訳は、教育研究経費支出157,270千円、管理経費支出1,756千円、設備関係支出4,760千円で、財源は、学生からの納付金により賄われているが、法科大学院独自で収支のバランスをとることは困難であり、甲南学園の戦略的事業として位置づけることにより、学園全体の予算の中でこの金額が配分され、法科大学院の運営がなされている。

(根拠・参照資料：2007年度法科大学院予算書)

[点検・評価（長所と問題点）]

管理運営に関する規程等の整備については、法科大学院の管理運営に関する規則・規程の制定について、全学的な規則・規程に準拠しており、十分に整備されている。また、規則・規程の内容についても、適正な管理運営が図られ、法科大学院固有の専任教員の組織である法科大学院教授会の決定が尊重されるようになっている。実際の運用面においても、規則・規程に従った運用がなされている。

問題点としては、教授会規程以外に、教務事項や学生対応事項等の日常的な管理運営に携わるための組織に関する規程が存在しないことがある（ただし、これは法科大学院固有の問題ではなく、全学的な問題点である）。しかし、現状では、事実上、各学生に対する担当教員を決め、それぞれの担当教員により適切な処理がなされているので、特段問題は生じていない。

教学およびその他重要事項に関する専任教員の決定の尊重については、法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されており、他の機関からの介入は一切ない点において特段の問題はない。

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、法科大学院固有の専任教員組織の長である法科大学院長（研究科長）の選出ないし選考に関する基準は適切に定められており、その運用も適正に行われている。ただし、法科大学院長の解（免）職あるいは再任の制限について現在のところ規程を欠いているが、この点についても将来的に検討する必要があるかもしれない。

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、企業法務研究所のシンポジウム、セミナー・研究会には、本法科大学院の教員のみならず学生も積極的に参加しており、企業法務研究所の活動は、本法科大学院の教育・研究に大いに寄与していることは長所としてあげられる。

また、法科大学院の教員が法学部におけるいくつかの講義を担当していることもあってか、法学部生の本法科大学院への進学希望者が増加している。

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、収容定員 150 名（文部科学省の認可は 180 名）の小規模法科大学院としては、現時点においては適正な予算規模となっている。

[将来への取組み・まとめ]

管理運営に関する規程等の整備については、本法科大学院では、教授会運営を効率的に行うため、教授会を 2 種類に分け、学内行政事項を主に審議する教授会とは別に「教学教授会」を開催している（原則月各 1 回）。

しかし、月 1 回の定例教授会の開催（甲南大学法科大学院教授会規程第 4 条 2 項）では、往々にして議論が拡散しがちであるため、迅速な措置を必要とする管理運営事項について、機動力をもった個別の委員会等を別途設置しており、状況の変化に即時に対応できるよう

なシステムを事実上構築しているが、そのための根拠規程を欠いているため、2008 年度中に規程の整備を何らかの形で行う必要がある。

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、甲南大学企業法務研究所の研究成果を本法科大学院の教育に生かすべく、一層の工夫をする。また、法学部との連携について、教務関係以外の事項に関しても法科大学院と法学部の間で随時協議を行える仕組みを確立し、法学部、その他関連する学部の教員からも法科大学院における教育をより充実するために必要な援助を得られるように努める。

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、法科大学院の将来の発展方向を見極めたうえで、情勢の変化に応じた、適正な予算の確保に努めたい。

9 点検・評価等

[現状の説明]

自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施については、「甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程」第3条に基づき設置された、「自己点検・評価委員会」により、現在自己点検・評価作業を行っている。同規程第2条の定める認証評価機関として、大学基準協会を選定し、2008年に認証評価を受けることとしている。なお、甲南大学の全学部が7年毎に受ける自己点検・評価の一環として、2006年に本法科大学院も自己点検を行った。こうして、自己点検・評価のための体制は、全学的に実施されるものと法科大学院につき実施されるものがあることになる。

さらに、本法科大学院独自のものとしては、①恒常的に教授会を通じて行われている自己点検・評価と、②第三者を通じた点検・評価の二種類のものがある。

①については、本法科大学院は小規模であり、学生と教員の距離が近く、教員間の意思疎通も図られており、問題があれば、随時迅速に対応している。既に「2 教育の方法」において「教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施」について述べたように、オピニオンボックスを設置し、学生からの要望を聞くとともに、学期ごとに一度は学生の授業アンケートを行っている。それらの中からとりあげるべき意見・要望については、各教員ができるかぎり講義および演習の内容や方法に反映するよう努めている。また、事務室の職員に対する要望などについても適切に処理している。

②については、顧問制度と兵庫県弁護士会によるものがある。本法科大学院は、開設時より鈴木正裕元神戸大学長、元原利文元最高裁判事、諸石光熙元住友化学専務取締役の3氏に顧問として、それぞれ違った角度から本学のあり方について助言を受けている。鈴木顧問には実務家教員採用等人事面で助言をもらっている。元原顧問には、鈴木顧問ともども、理事長が全国の法科大学院の動向、本学の評価について助言を受け、理事長から院長に対してその内容に沿った指示指導を受けている。諸石顧問には「弁護士実務」の講師として毎年2月に招聘して法科大学院におけるあるべき学習の姿勢、企業法務に求められる人材、法務博士と企業法務の関係について全国情勢を踏まえた講演をお願いしている。また、教員との懇談会を開き全国の法科大学院の現状と本学院生の実情を踏まえて、本学のFDの弱点の克服、院生の厳格な学習指導の必要性、成績評価の厳格化について摘示を受け、さらに本学独自にも企業内弁護士ないし法務博士の採用に向けた努力の必要性の摘示を受けている。

また、兵庫県弁護士会に所属する弁護士の中から希望者を募り、本法科大学院の授業を参観する機会を設けている。その際は、実際に授業を参観した弁護士と意見を交換する場を必ず設け、実務家の視点から本法科大学院の講義に関する感想ないし意見を述べてもらっている。そして、それらの中から講義などの改善に役立つ貴重な情報を得るように努めている。

(根拠・参照資料：「甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程」第3条)

自己点検・評価の結果の公表については、甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程第8条により、今回実施している自己点検・評価の結果はホームページ等で公表する予定である。2006年に全学で行われた自己点検・評価の一環として行われた本法科大学院の自己点検・評価の内容については、既に法科大学院ホームページで公開している。

恒常的な自己点検・評価としては、オピニオンボックス等に寄せられた学生の要望を必要に応じて教授会などで取り上げ、協議の結果とられた対応については掲示により必ず学生に公表することとしている。また、授業アンケートについては、(2007年度より)アンケート結果およびそれに対する教員のコメントを掲載したものを、事務室で閲覧できるようにしている。これらについては、既に述べたところである。

(根拠・参照資料：「甲南大学専門職大学院自己点検・評価規程」第3条、本法科大学院ホームページ自己点検報告書「甲南大学大学院法学研究科(法科大学院)の現況(2004年4月1日から2006年1月末まで)」<http://lawschool-konan.jp/>)

自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備については、「自己点検・評価委員会」が、「人事政策委員会」、「カリキュラム検討委員会」を兼ねているため、今回の自己点検・評価により問題点等が認識された場合には、迅速に必要な行動をとり、あるいは計画を立案、執行することが可能となる。

上で述べた恒常的な自己点検・評価について、学生の要望や批判はかならず教授会で回覧のうえ、必要があれば対応策を議論することとしている。また、顧問ないし弁護士会との意見交換は、教授会レベルで行われるため、すべての教員の間で、問題意識が共有され、短期的あるいは中長期的に問題に対処することとなる。

以上の点から、継続的に、問題点を把握して、授業等の改善に結び付ける体制は整備されているといえる。

自己点検・評価の結果の改善・向上への反映については、これまで行われてきた内部的な自己点検・評価がもたらした改善点の具体例としては、カリキュラム改革を挙げることができる。また、今回の自己点検・評価の作業の中で、必要な規程の整備の必要性が認識されたり、FD活動が活性化されたりしてきた側面があることも事実である。

[点検・評価(長所と問題点)]

自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施については、小規模な法科大学院のため、問題の所在の把握と対応が比較的迅速かつ柔軟に行いうる体制が取れている。加えて、顧問制度や兵庫県弁護士会など、法律実務の専門家の第三者的視点から、本法科大学院の運営や教育内容について評価を受けている点は長所といえる。

他方、**自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備**については、既に「2 教育の方法」の[点検・評価]でも指摘したことであるが、学生の授業アンケートなどから明らかとなった問題に対して、必ずしも十分な対応ができていない側面もあり、評価結果を改善につなげる制度的な手当ての検討が必要である。

[将来への取組み・まとめ]

自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施、**自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備**については、現在行われているような授業アンケートやオピニオンボックスへの投書といった方法以外に、学生の建設的な意見・要望をより迅速かつ効果的にくみあげる方法がないかどうか、常に検討する必要がある。また、くみあげた意見・要望などを法科大学院の運営や教育に反映するための仕組みをより一層改善する努力を継続しなければならない。

また、評価・点検に関する意見聴取の対象となる第三者の範囲も、現在よりも拡大したうえで適切な人物を確保する方向で考える必要がある。さらに、教員相互による授業参観をより活発化する方向で検討し、より充実した講義・演習を行えるよう教員が常に教育内容の向上について意欲をもち、刺激を互いに与えられる仕組みを強化する必要がある。

10 情報公開・説明責任

[現状の説明]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、本法科大学院は独自のホームページに、カリキュラムおよび教育方法、各講義および演習の具体的内容、学習指導と担当する教員、入試、学費・奨学金、施設・設備など、本法科大学院に関する基本的な情報を可能な限り掲載し、本法科大学院への進学を希望する者のみならず、社会一般に対して広く公開する方針をとっていることは既に述べたところである。現在、このホームページでは、本法科大学院で行われている実際の講義や演習の様子を記録したビデオを閲覧できるようになっており、文字情報では与えることのできない、具体的なイメージを提供するための努力をしている。

また、ホームページ上の本法科大学院長のコラム欄（「院長が語る Because Konan」）を通じて、優秀な法曹養成という法科大学院の基本目的を実現するために、本法科大学院の根本的な方針および具体的な問題に対する対策などを明らかにし、理解を得られるような工夫をしている。

さらに、教員に関しては、その担当科目のみならず、研究領域および最近の業績を明らかにし、どのような問題について関心をもっているかについても、法科大学院のホームページ等で情報を提供しているほか、各分野の教員が作成するコラムをホームページ上に掲載し、どのような視点から現実に生じる問題を分析し、それに対する解決策を考えているのかといった基本的な姿勢を明らかにしている。

大学案内、とりわけ法科大学院のパンフレットといった紙媒体では、本法科大学院の教育理念や目標をより具体的に理解してもらえるように、詳細な説明がなされている。さらに、現実に本法科大学院で学ぶ院生や修了後に司法試験に合格した者の体験談などを紹介し、より具体的なイメージを提供できるように工夫している。なお、パンフレットは、学内外で開催される法科大学院説明会などの際に必ず配布している。

また、本法科大学院の見学を希望する者には、原則として、講義の参観を積極的に認めており、本法科大学院における実際の教育の一端に触れる機会を与えている。

（根拠・参照資料：本法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット『KONAN LAW SCHOOL』）

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制の整備については、「甲南大学学則」で教育研究活動等の状況について、「広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」（第 67 条）とされているのを受けて、関連情報の公開に努めているところである。ただし、教育研究活動等以外の項目を含む全般的な情報公開

について規程等が全学的に十分整備されているとは言い難い状況である。要請があれば、個人情報の保護に反しない限り、できるだけ情報を提供するのが、本法科大学院の基本的な姿勢であるが、さまざまな要請に対して統一的に対応できるようにするためには、明文の規程をできる限り早期に整備する必要がある。ただ、この問題は本法科大学院だけで解決できるものではないので、全学的に問題意識をもち早急な規程の整備が望まれるところである。

(根拠・参照資料：甲南大学学則第 67 条)

情報公開の説明責任としての適切性については、既に述べたように本法科大学院における法曹養成を主たる目的とした教育方法とその内容、あるいは設備および教員による研究活動などの詳細について、網羅的な情報をホームページやパンフレットなどを通じて提供しており、現時点では説明責任を適切に果たしている。

(根拠・参照資料：本法科大学院ホームページ <http://lawschool-konan.jp/>、甲南大学法科大学院パンフレット『KONAN LAW SCHOOL』)

[点検・評価（長所と問題点）]

ホームページや大学案内などを通じての適切な情報公開については、現時点においては、良好と評価できる状況にある。ホームページを通じての情報提供は、最新の情報を迅速に公開できるという大きな利点があることから、可能な限り早くかつ頻繁に更新し、本法科大学院の教育・研究活動に関する最新の情報を提供できるよう努力しており、少なくともインターネットを通じてホームページにアクセスできる環境にある者との関係では、格別の問題はないといえよう。

このような方法で情報提供を受けることができない者に対しては、パンフレットなどの配布を通じて、必要な情報を提供できるよう努力しており、過去において本法科大学院に関して必要な情報を入手できなかったという意見ないし不服の申立てはなされていない。

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制の整備については、基本的な規程を整備し、そのうえで社会情勢の変動などに伴い適切な変更・修正を加えることができるような体制を整える必要があることは認識していることは既に述べたところである。

[将来への取組み・まとめ]

今後も、社会全体の教育機関に対する情報公開についての要望は強まりこそすれ、弱まることはないものと考えられる。したがって、本法科大学院としても、外部からの要請がなければ情報を提供しないという消極的な立場をとるのではなく、積極的に必要な情報を提供するという基本的な姿勢を維持することが必要になろう。具体的には、個人情報保護

の兼ね合いから、提供できる情報とできない情報を明確に区別する基準をあらかじめ定め
たうえで、ホームページやパンフレットなどのより一層の充実をはかるとともに、本法科
大学院の教育内容を外部に公開する機会をより一層増やすことが必要である。

終章

本法科大学院は、今回、はじめて本格的な第三者評価報告書を作成した。各項目のレベルⅠの法令遵守に関する事項については、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。大学基準協会が法令に準じて定める基本事項についても、おおむね満たしているものと考えている。直ちに問題となる点はないものの、改善を要する事項が若干存在することも事実である。

レベルⅡの項目については、とくに、FD活動や自己点検・評価の成果を、教育活動の改善・向上に有効に結びつけるための仕組みが、磐石とはいえない状況にある。

この点、検評価作業の過程で、本法科大学院の強みと問題点を改めて認識するとともに、将来の取り組むべき課題について、教員間で認識を深めることができたことは大きな成果である。5年に一度とはいえ、大掛かりな自己点検・評価の機会を得ることは、組織が健全に運営され発展していくためには、不可欠なものであることを実感した。

全国に74ある法科大学院それぞれの行方も、法科大学院による法曹養成のシステムも、新司法試験のありかた、さらには我が国の法律家の果たすべき役割についても事態は流動的である。21世紀の司法を支えるシステムが、今後どのように変化していくのかを見極めながら、今後の法科大学院運営を考えていくこととなる。

本法科大学院は、旧司法試験時代に合格実績のある他大学と異なり、卒業生で法曹資格を持つ者の数が極めて少ない。しかし、第一回新司法試験では5名の、第二回新司法試験では11名の合格者をそれぞれ出しており、着実に実績をあげつつある。次回の第三者評価報告書を作成する5年後には、本法科大学院を修了し、法曹資格を得るであろう者の数は3桁に近い数値に達することが期待されている。法曹資格を持つとともに、本法科大学院に愛着を持つ卒業生の数が、そのレベルまで拡大するということは、本法科大学院の教育や運営を多方面においてサポートしてくれる集団が形成されることを意味する。この形成されつつある、本法科大学院のサポーターらと協力することにより、本報告書において指摘した問題点が、5年後の報告書においては、すべて解消できるよう、引き続き努力していくつもりである。

以上